

※ 浜中町 ※

第9期高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

《令和6年度～令和8年度》



令和6年3月
浜 中 町

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の根拠法と位置付け	2
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
5 第 9 期介護保険事業計画の見直しポイント	5
第 2 章 高齢者を取り巻く状況	7
1 人口等の動向	7
2 高齢者に関する町民アンケート調査	11
3 介護保険事業の実施状況	38
4 総人口の推計	43
第 3 章 計画の基本的な考え方	44
1 計画の基本理念	44
2 日常生活圏域の設定	45
3 施策体系	46
第 4 章 高齢者施策の展開	47
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	47
2 健康づくりの推進	54
3 自立支援・重度化防止の推進	59
4 高齢者福祉の推進	66
5 高齢者の安全と安心の確保	71
第 5 章 介護保険事業の見込み	75
1 介護保険事業の制度改正について	75
2 将来フレーム	76
3 サービス見込量の推計	78
4 介護保険料の推計	88
5 保険料段階別介護保険料の算定	94
第 6 章 計画の推進に向けて	97
1 推進体制	97
2 PDCA サイクルによる計画の点検・評価	97
資料編	98
浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	98
浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	99
策定経過	100

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

介護保険法が平成9年(1997年)12月に制定され、平成12年度(2000年度)に創設された介護保険制度により、介護・介助が必要になっても、できるだけ自立した生活が送れるよう社会全体で支援する仕組みがつけられました。開始から23年となる介護保険制度は、高齢化率の上昇や要介護高齢者の増加、高齢者の生活を取り巻く様々な環境変化などの動向に合わせ、これまでに様々な対応が図られています。

「浜中町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「前計画」という。)では、第7期を踏まえた地域包括ケアシステムの深化・推進と「地域共生社会」の実現へ向けた体制整備を進めるための期間であるとともに、2025～2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備に取り組むものとされました。

我が国において、令和22年(2040年)は団塊ジュニア世代が65歳を迎え、およそ5人に1人が75歳以上という超高齢社会の到来が予測され、1.5人の現役世代(15～64歳)が1人の高齢世代を支えるかたちになるとされています。

(2) 計画策定の趣旨

令和5年(2023年)(1月1日現在)の住民基本台帳による本町の高齢化率は33.1%となっており、全国の28.6%より高く、北海道の32.5%よりわずかに高い水準となっています。また、将来人口推計では、今後も本町の高齢化率は上昇する見込みです。

本町では、平成29年度(2017年度)より開始となった介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みを中心に、高齢者の自立支援や要介護状態になった場合でも重度化を防止する取組を進めてきました。

また、現行の計画において、「健康的な高齢者の支援」「高齢者の日常生活の支援」「高齢者の尊厳保持」「介護保険サービスの充実」「幅広い施策による支援」「包括ケア体制の充実強化」を基本理念として掲げ、介護保険制度を含めた高齢者施策の体系的な推進と円滑な実施を目指した数々の取組を進めてきました。

今後策定する「浜中町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)は、国の方針と、現計画までの取組を踏まえ、全ての高齢者が地域社会において自分らしく健やかに、安心して日常生活を送ることができるよう、引き続き地域包括ケアシステムを深化・推進するための計画とし、持続可能な介護保険制度や高齢者福祉施策の確立、地域共生社会の実現を目指して策定します。

2 計画の根拠法と位置付け

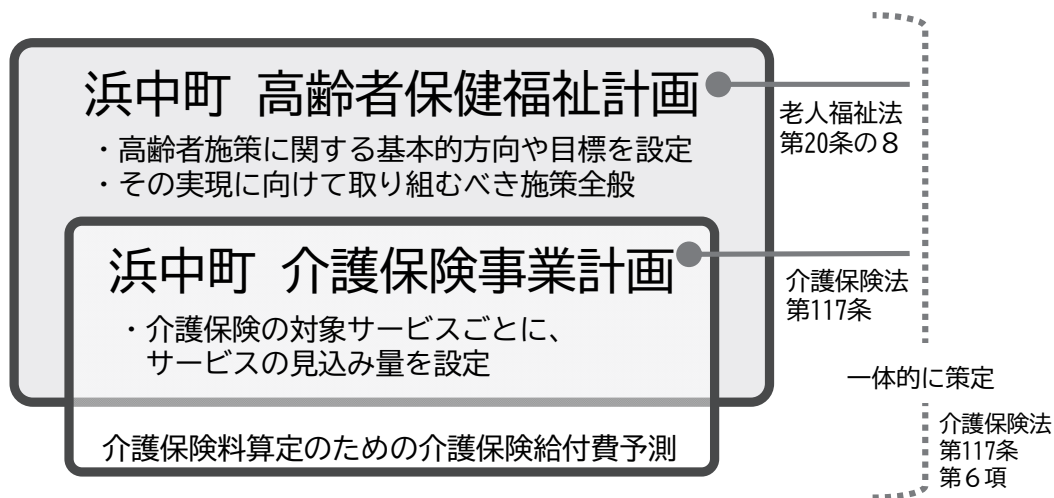
(1) 計画の根拠法

本計画は、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、本町における「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により包括的に策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定され、3年を1期としての策定が義務づけられているものです。介護保険の対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、介護保険事業費の見込み等について明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために策定します。

▼ 計画の根拠法



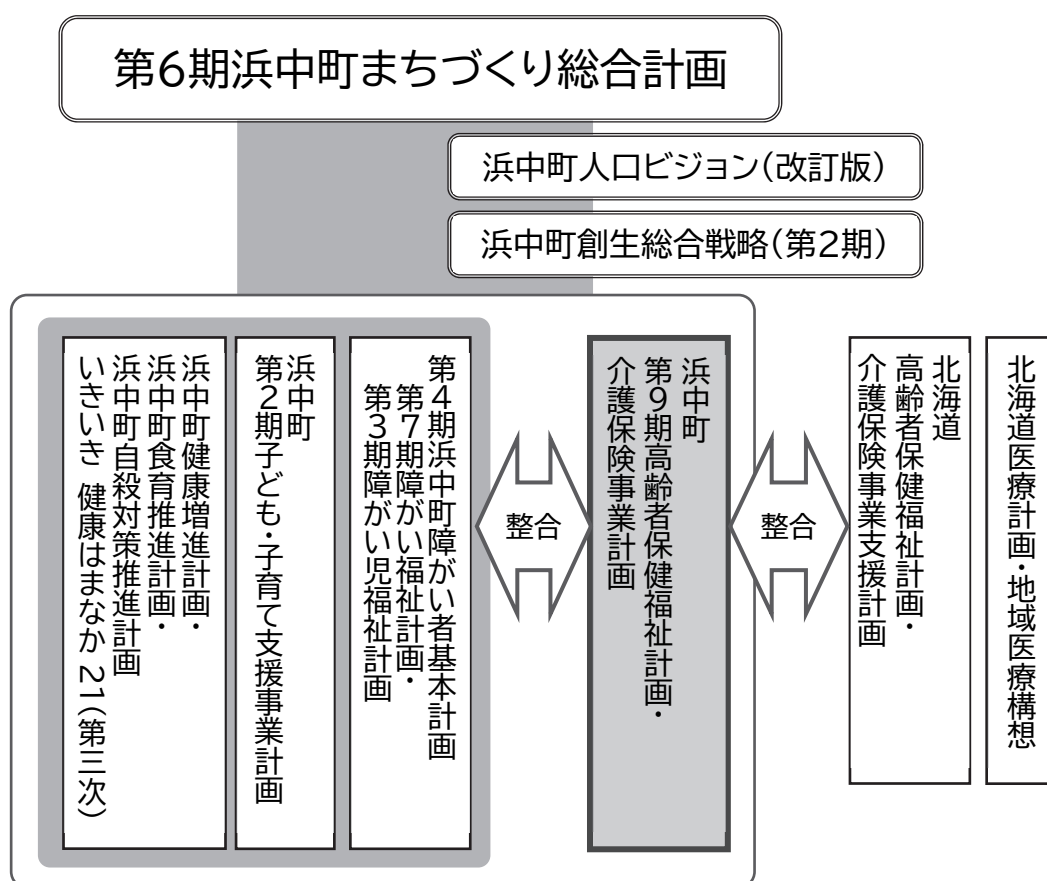
(2) 計画の位置付け・関連計画との連携

本計画は「第6期浜中町まちづくり総合計画」を上位計画とする高齢者福祉政策の個別計画として位置付けます。

本計画で引き続き深化・推進を目指す地域包括ケアシステムは、町の福祉施策全体に関連性の深い概念であることから、「第4期浜中町障がい者基本計画・第7期障がい者・第3期障がい児福祉計画」、「浜中町第2期子ども・子育て支援事業計画」、「いきいき 健康はまなか21(第三次)～健康なまちづくり行動計画～」など、他の関連計画との整合を図りながら策定します。

また、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「北海道医療計画」など道の関連計画とも整合を図ります。

▼ 計画の位置付け



3 計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)を初年度とし、令和8年度(2026年度)を目標年度とする3か年の計画です。

令和22年(2040年)までを見据えつつ、引き続き町の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進させるための計画と位置付け、最終年度にあたる令和8年度(2026年度)には本計画を見直して第10期計画の策定を行います。

▼ 計画の期間

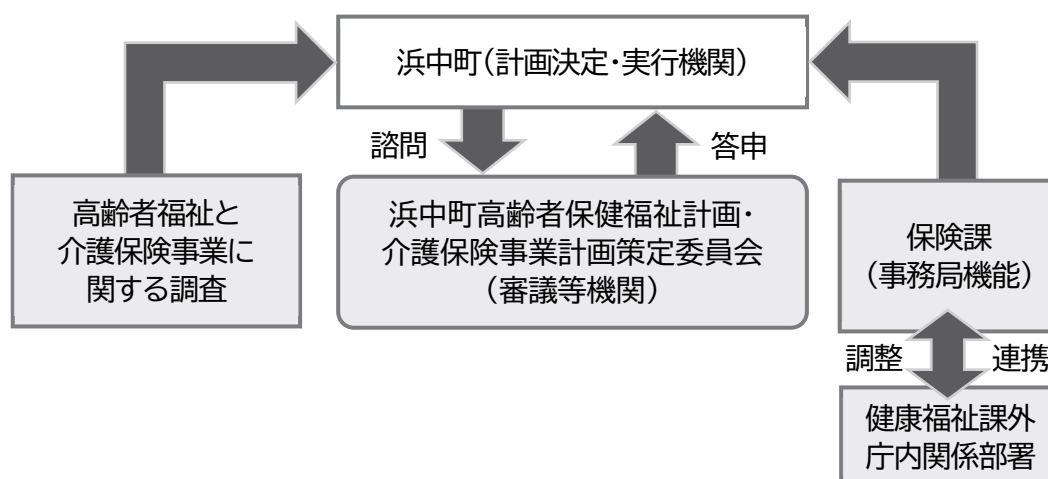


4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、高齢者福祉事業の担当部門である浜中町保険課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として高齢者福祉と介護保険事業に関する調査を実施します。

また、町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者等の構成による「浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画内容の審議を行います。

▼ 策定体制



5 第9期介護保険事業計画の見直しポイント

本計画を構成するうちの1つ、介護保険事業計画について、国は基本方針、都道府県は支援計画、市町村は介護保険事業計画を定めます。浜中町においては、以下のポイントを鑑みつつ高齢者人口の推移や今後の予測など本町の実情・特徴に合わせた計画策定を行っています。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

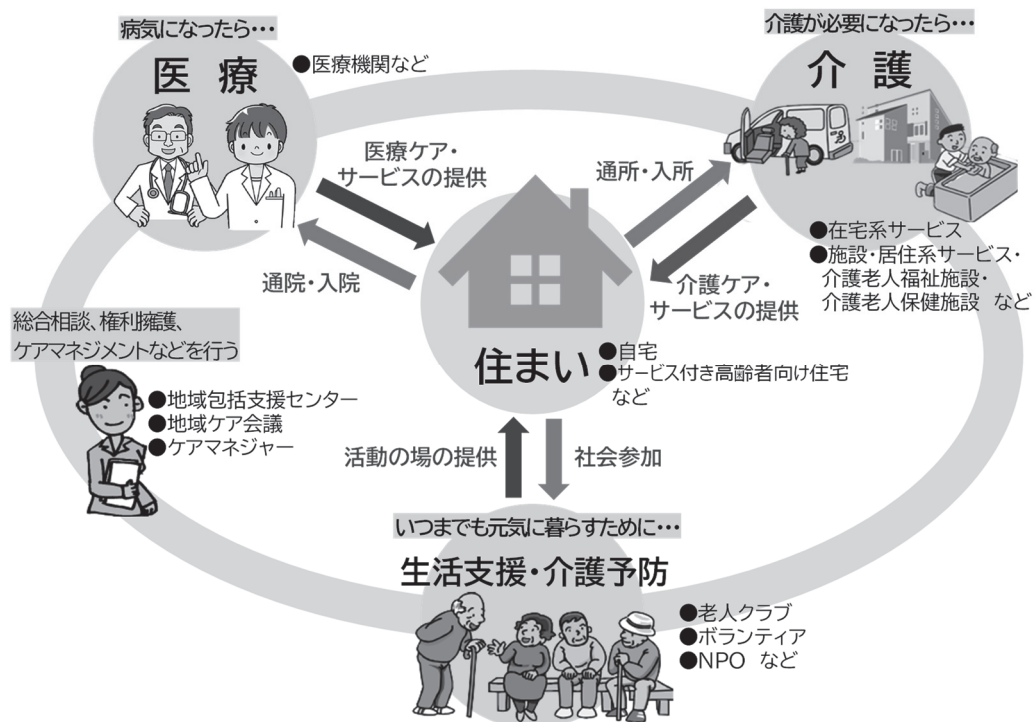
- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

②介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための 医療・介護情報基盤の整備

③保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

▼ 地域包括ケアシステムのイメージ



資料：厚生労働省資料より作成

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
- 介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第2章 高齢者を取り巻く状況

1 人口等の動向

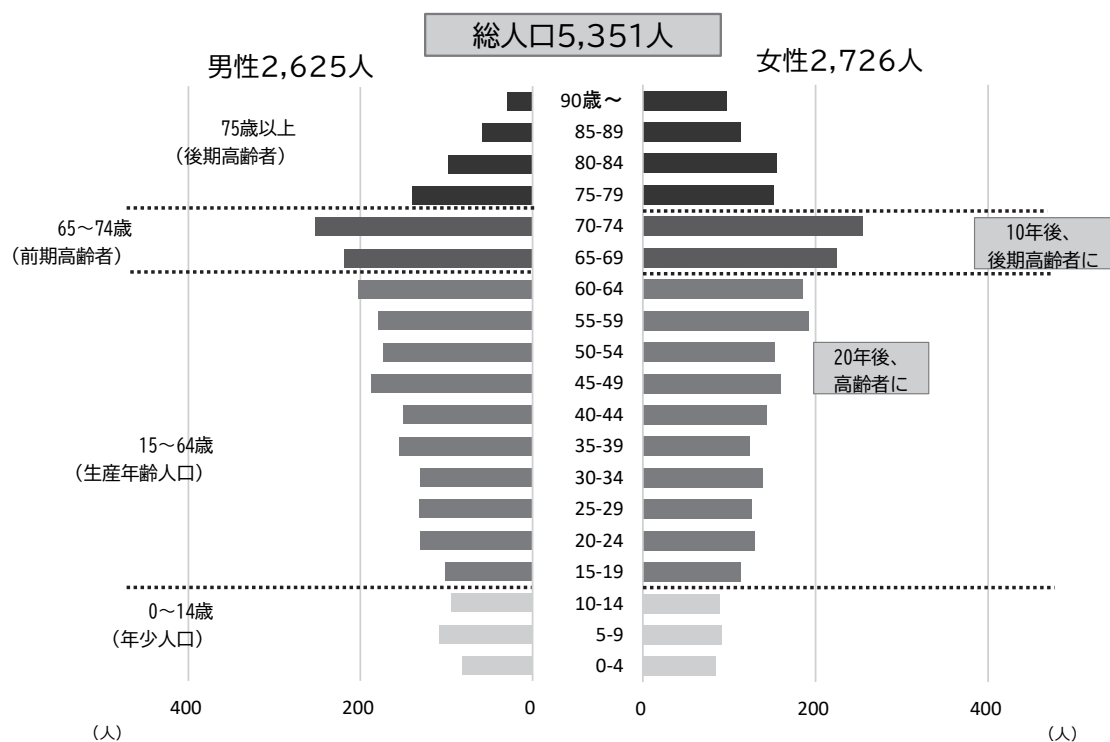
(1) 人口構成

令和5年(2023年)9月末現在の人口構造をみると、いわゆる「団塊の世代」を含む65～74歳がボリュームゾーンとなっています。この層が、今後10年の間に、順次後期高齢者へと移行していきます。

また、生産年齢人口の中でみると、10年後には高齢者となる55歳～64歳の人口が多い状況となっています。

高齢者に比べると、生産年齢人口の各層の人口が少ないことから、当面の間はより少ない人数で高齢者を支えていく傾向が続くことになると考えられます。

▼ 人口ピラミッド

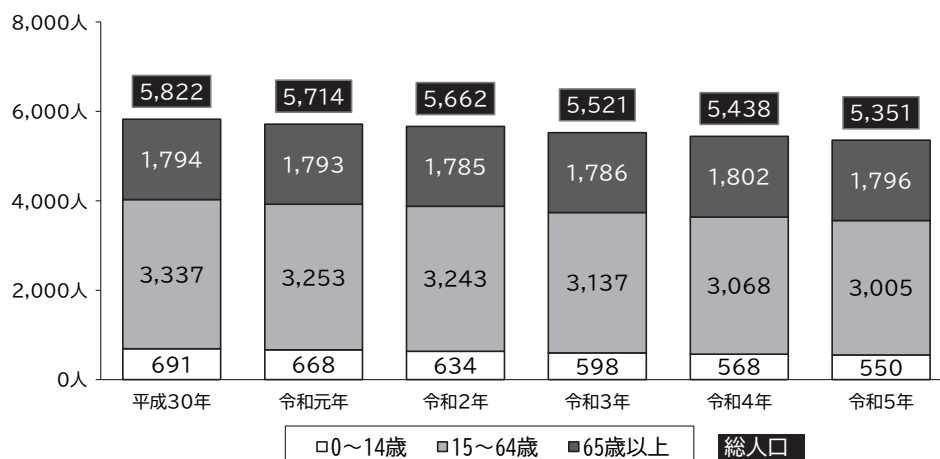


資料:住民基本台帳(令和5年9月末日現在)

(2) 人口等の推移

本町の総人口は減少傾向で推移しており、年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が継続的に減少している一方、高齢者人口(65歳以上)は令和2年(2020年)まで減少傾向、その後は微増の傾向に転じています。

▼ 年齢3区分別人口の推移



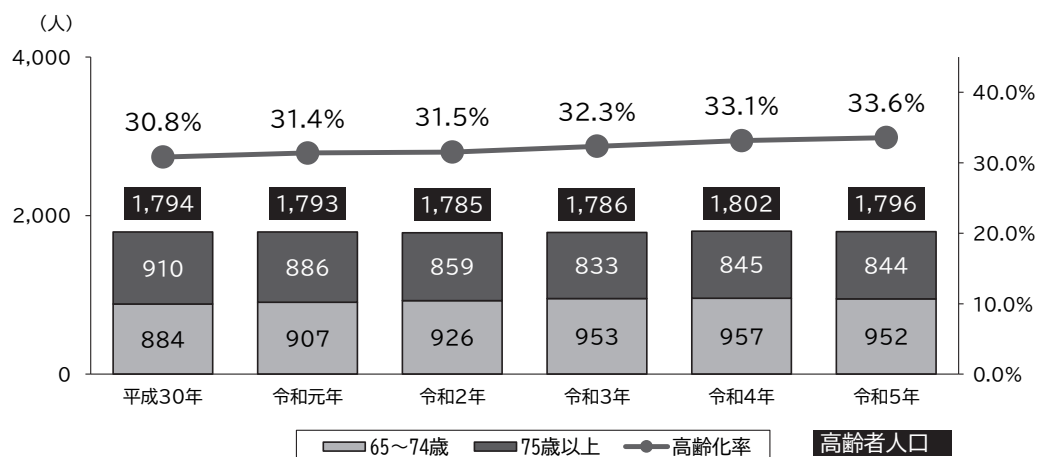
資料:住民基本台帳(各年9月末日現在)

(3) 高齢者人口・高齢化率の推移

高齢化率は継続的に上昇しており、平成30年(2018年)の30.8%から、令和5年(2023年)には33.6%に上昇しています。

平成30年(2018年)までは、高齢者人口のうち、75歳以上の後期高齢者人口が65～74歳の前期高齢者人口を上回る状況でしたが、令和元年(2019年)には逆転し、前期高齢者の方が多くなっています。

▼ 高齢者人口・高齢化率の推移

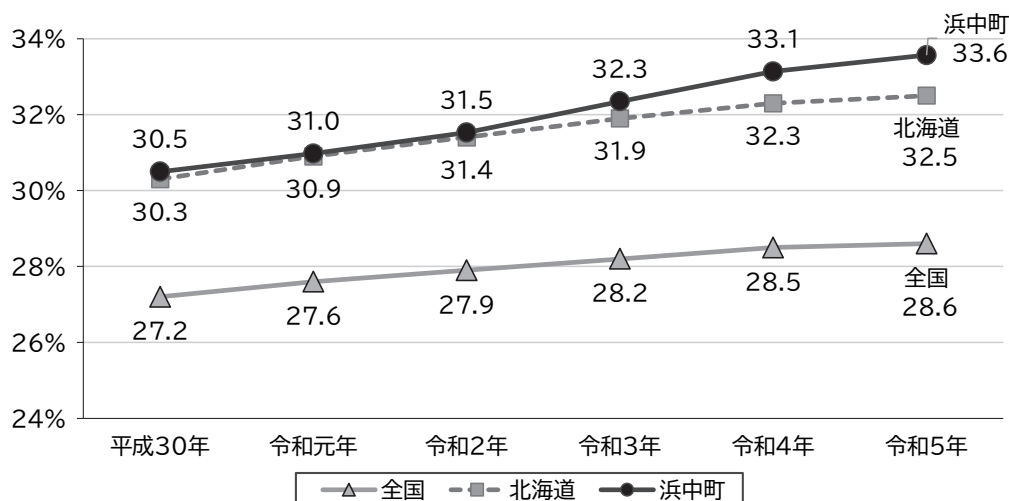


資料:住民基本台帳(各年9月末日現在)

(4) 高齢化率の推移（国・道との比較）

本町の高齢化率は全国の平均を大きく超え、北海道よりもわずかに高い水準で推移しており、近年は北海道との乖離が大きくなってきています。

▼ 高齢化率の推移（国・道との比較）



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

※全国・北海道は総務省：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日現在）

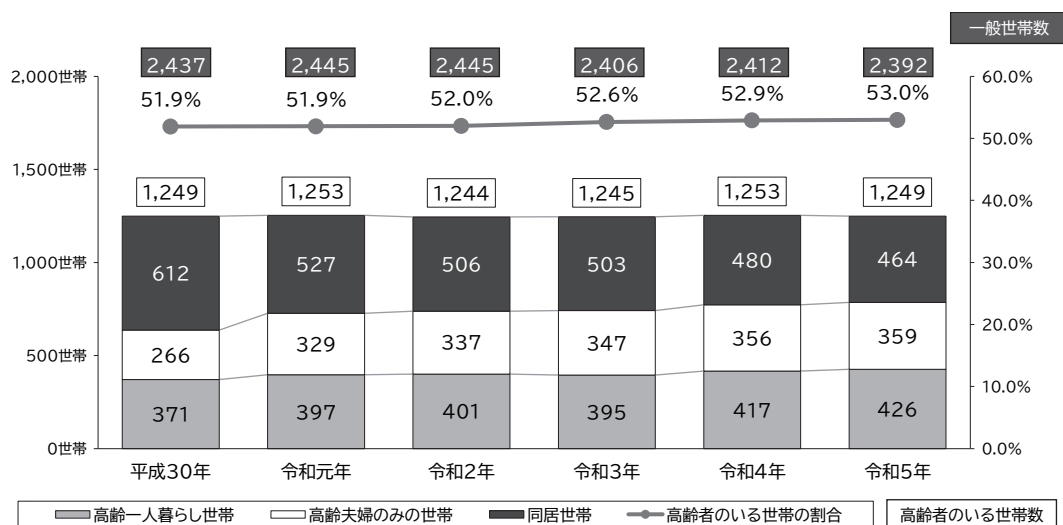
(5) 世帯数・高齢者のいる世帯数の推移

令和5年（2023年）時点の世帯数は2,392世帯、高齢者のいる世帯は1,249世帯で、世帯に占める割合は53.0%となっています。

世帯の半数以上に高齢者がいることになり、その割合もゆるやかな増加傾向となっています。

また、高齢一人暮らし世帯はおおむね増加傾向となっています。

▼ 世帯数・高齢者のいる世帯数の推移

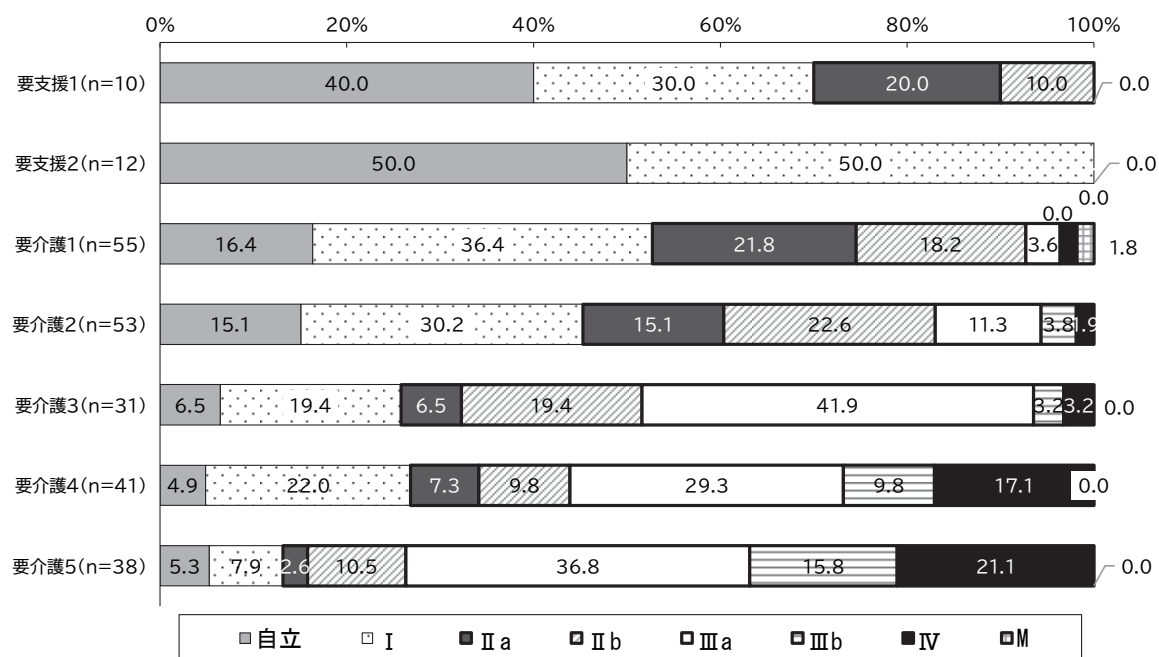


資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

(6) 認知症自立度

令和4年(2022年)の要介護・要支援認定を受けている高齢者について認知症の日常生活自立度をみると、何らかの支援が必要とされる「Ⅱa」以上の人の割合は、介護度が上がるほど高くなっています。

▼ 認知症高齢者の日常生活自立度（認定度別）



2 高齢者に関する町民アンケート調査

(1) 調査の目的

本町では、本計画策定にあたり、令和4年度(2022年度)に高齢者や地域の課題をよりの確に把握するため、二つの町民アンケートを行いました。調査の目的は以下のとおりです。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

介護予防・日常生活支援総合事業の推進等へ向け、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進の観点から、社会資源の把握等を行うことを主な目的としたもので、国の提示による調査票に町独自の設問を追加して実施しました。

②在宅介護実態調査

要介護者の在宅生活の継続や、介護にあたっている主な介護者への支援に有効な介護サービスの在り方を検討することを主な目的としたもので、国の提示による調査票に町独自の設問を追加して実施しました。

(2) 調査の概要

○調査対象者

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：

町内にお住まいの「65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者(要支援認定者、総合事業対象者を含む)」

②在宅介護実態調査：

町内にお住まいで、「要介護1～5の認定を受けて在宅で生活をしている方及びその家族」

○調査方法

①郵送配布・郵送回収

②調査員による聞き取り調査

○調査期間

令和4年11月

○配布・回収状況：

	配布数	回収数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,446 票	804 票	55.6%
②在宅介護実態調査	95 票	75 票	78.9%

(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

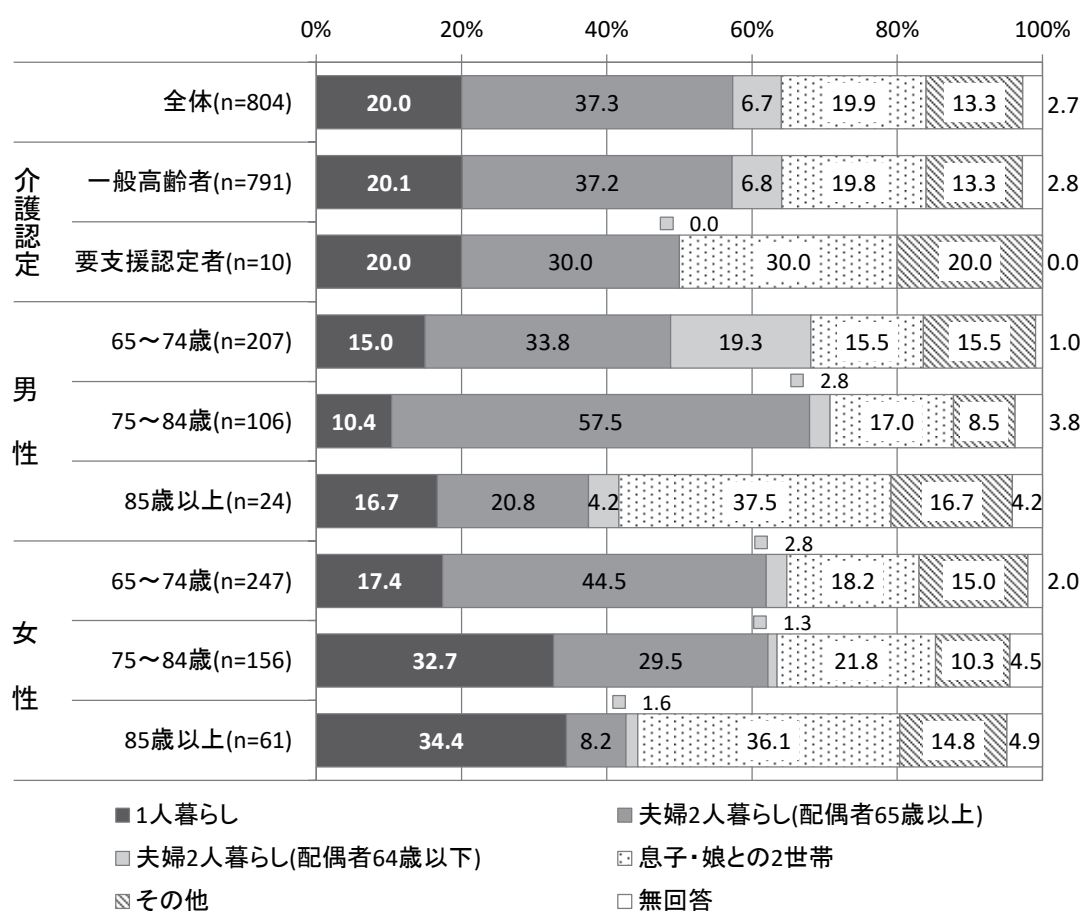
①家族構成、介護・介助の状況

▼ 家族構成

全体では、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が37.3%で最も多く、次いで「1人暮らし」(20.0%)、「息子・娘との2世帯」(19.9%)が続いています。

介護認定別でみると、一般高齢者及び要支援認定者ともに「1人暮らし」は約20%となっています。

男女年齢階級別でみると、「1人暮らし」の割合は男性よりも女性の方が高く、特に75歳以上の女性は30%を超えている状況です。

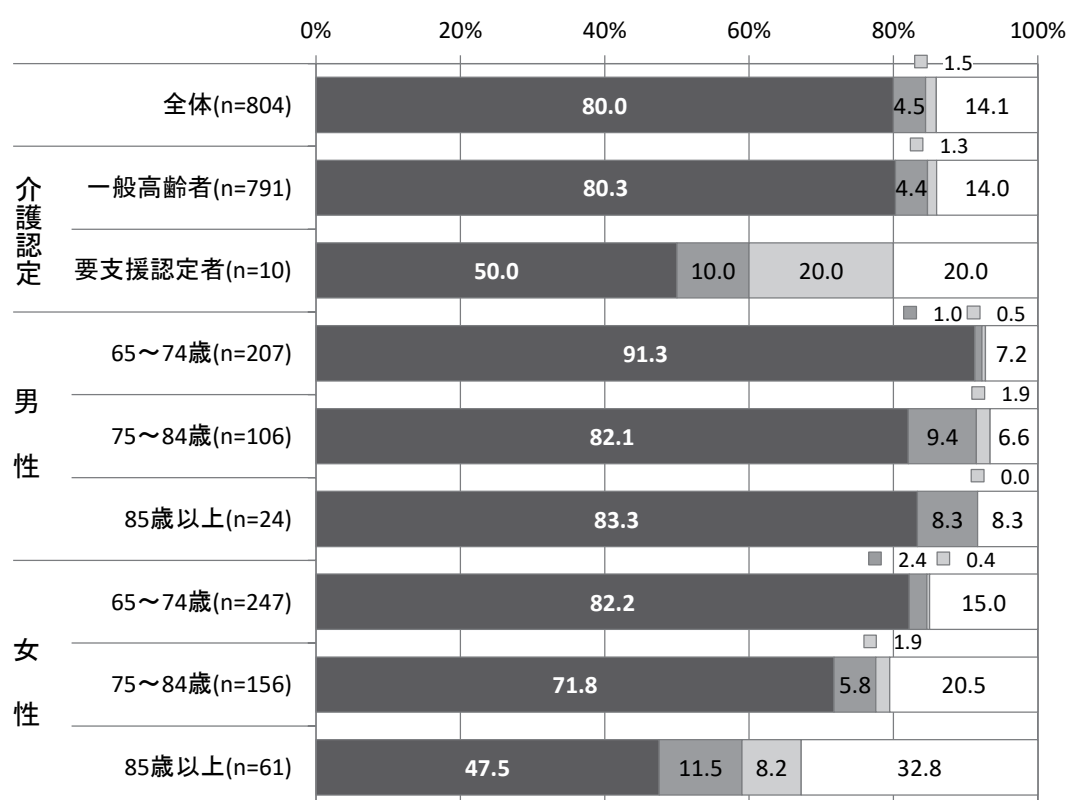


▼ 介護・介助の必要性

全体でみると、「介護・介助は必要ない」が80.0%を占めて最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」(4.5%)、「現在、何らかの介護を受けている」(1.5%)が続いています。

介護認定別でみると、要支援認定者の半数は「介護・介助は必要ない」と回答しており、「現在、何らかの介護を受けている」は20.0%にとどまっています。

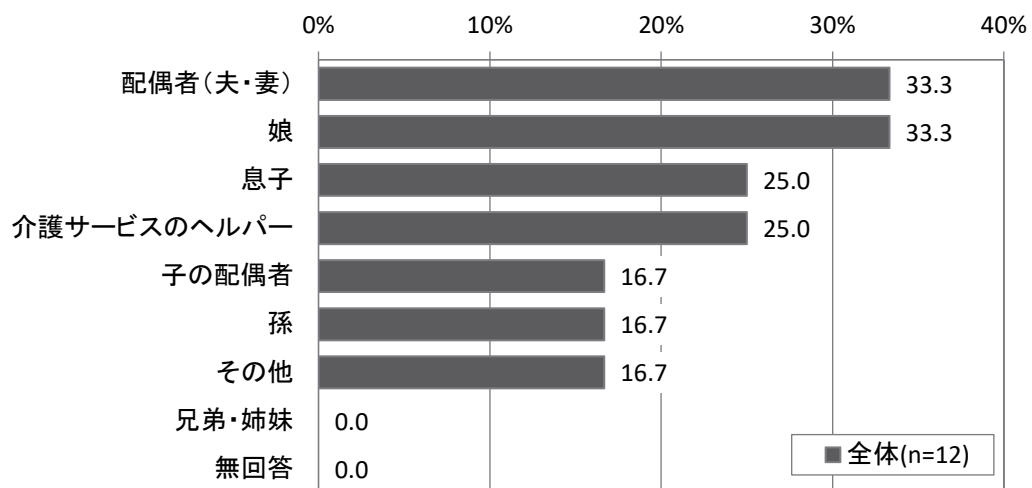
男女年齢階級別でみると、男性はいずれの年齢階級も「介護・介助は必要ない」が80%を超えています。女性は年齢が高くなるにつれてその割合が少なくなり、85歳以上の女性は47.5%となっています。



- 介護・介助は必要ない
- 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
- 現在、何らかの介護を受けている
- 無回答

▼ 主な介護・介助者 （複数回答）

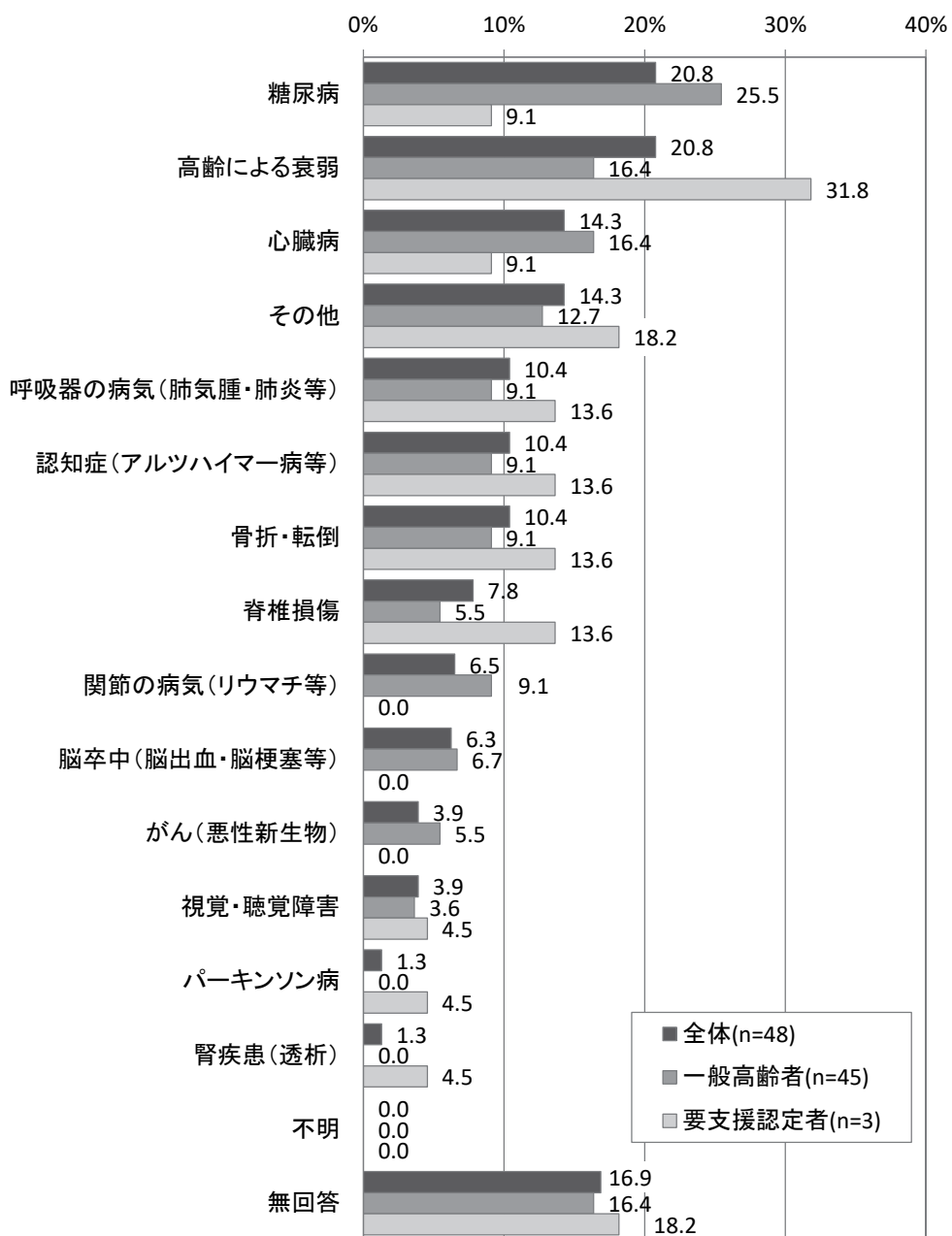
全体でみると、「配偶者(夫・妻)」「娘」がともに33.3%で最も多く、次いで「息子」「介護サービスのヘルパー」(ともに25.0%)が続いています。



▼ 介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）

全体でみると、「糖尿病」「高齢による衰弱」（ともに20.8%）、「心臓病」「その他」（ともに14.3%）が上位回答となっています。

介護認定別でみると、一般高齢者は「糖尿病」（25.5%）、要支援認定者は「高齢による衰弱」（31.8%）がそれぞれ最も多い状況です。



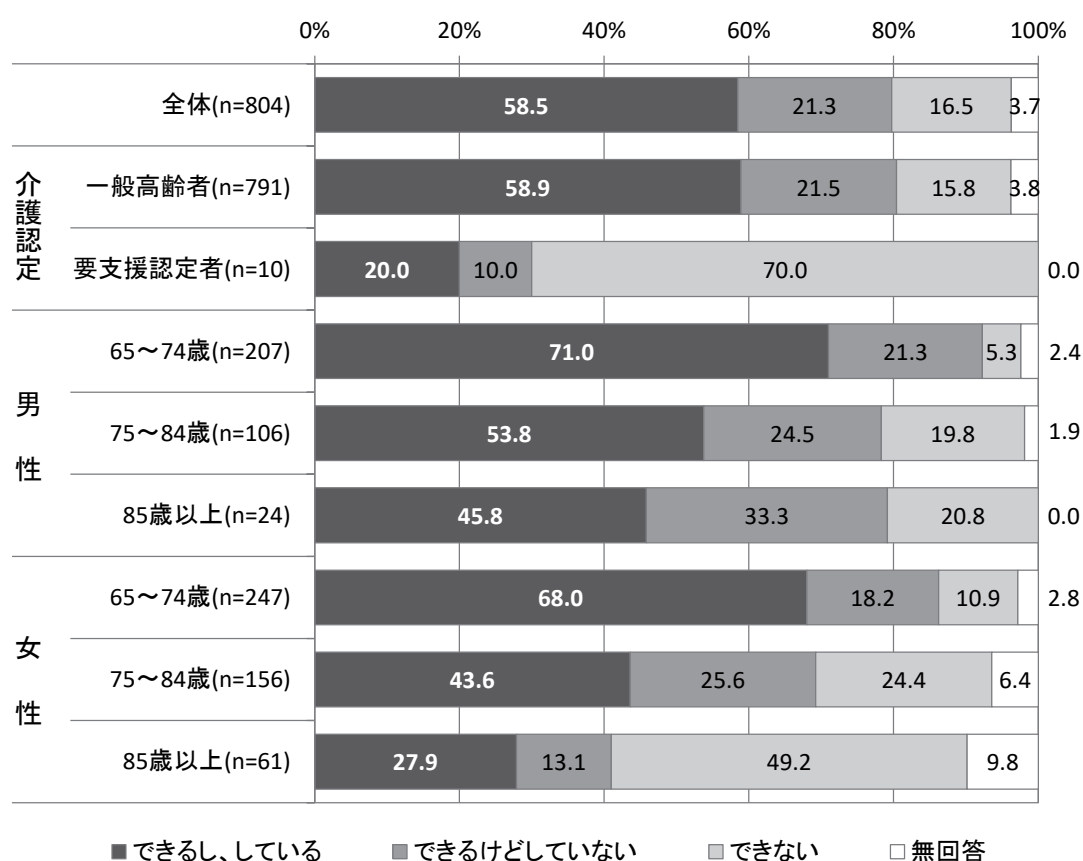
②介護予防の観点

▼ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

全体でみると、「できるし、している」が58.5%で最も多く、次いで「できるけどしていない」(21.3%)、「できない」(16.5%)が続いています。

介護認定別でみると、要支援認定者は「できない」が70.0%となっています。

男女年齢階級別でみると、男女ともに年齢が高くなるにつれて「できない」が多くなっており、特に85歳以上の女性はその割合が49.2%の状況です。

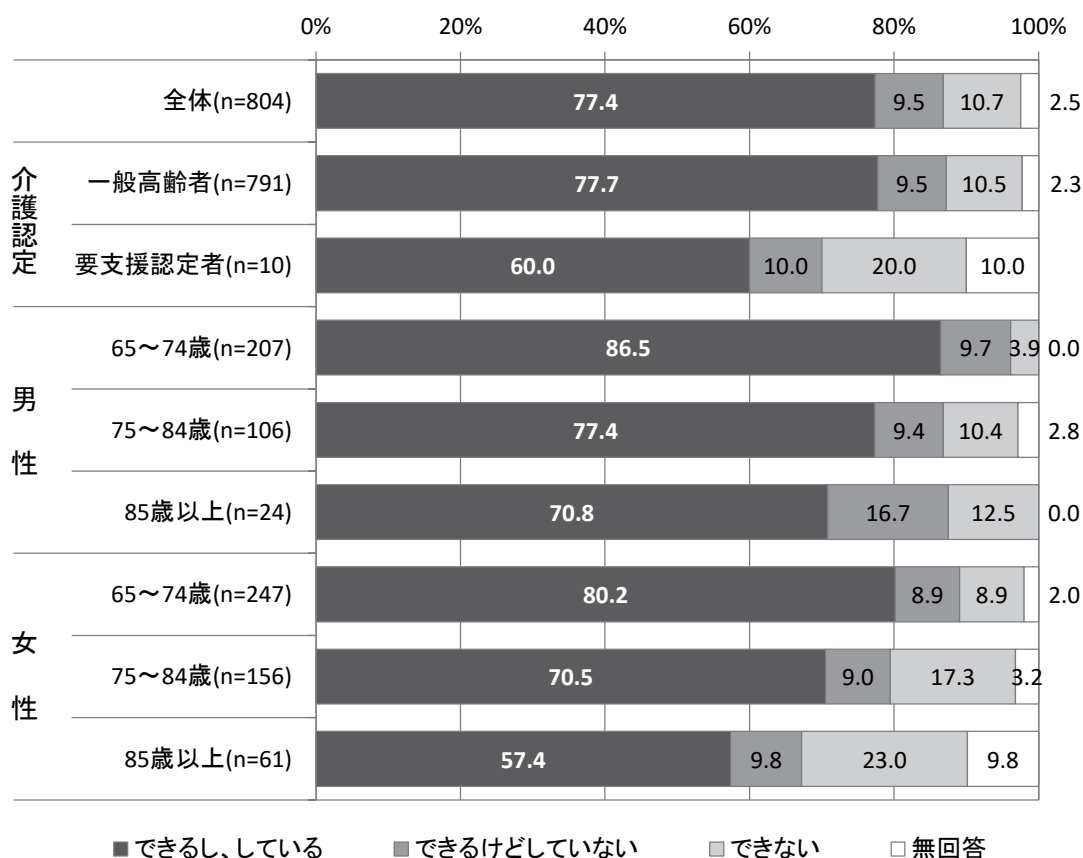


▼ 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか

全体でみると、「できるし、している」が77.4%で最も多く、次いで「できない」(10.7%)、「できるけどしていない」(9.5%)が続いています。

介護認定別でみると、要支援認定者は「できない」が20.0%となっています。

男女年齢階級別でみると、男女ともに年齢が高くなるにつれて「できない」が多くなっており、特に85歳以上の女性はその割合が23.0%となっています。

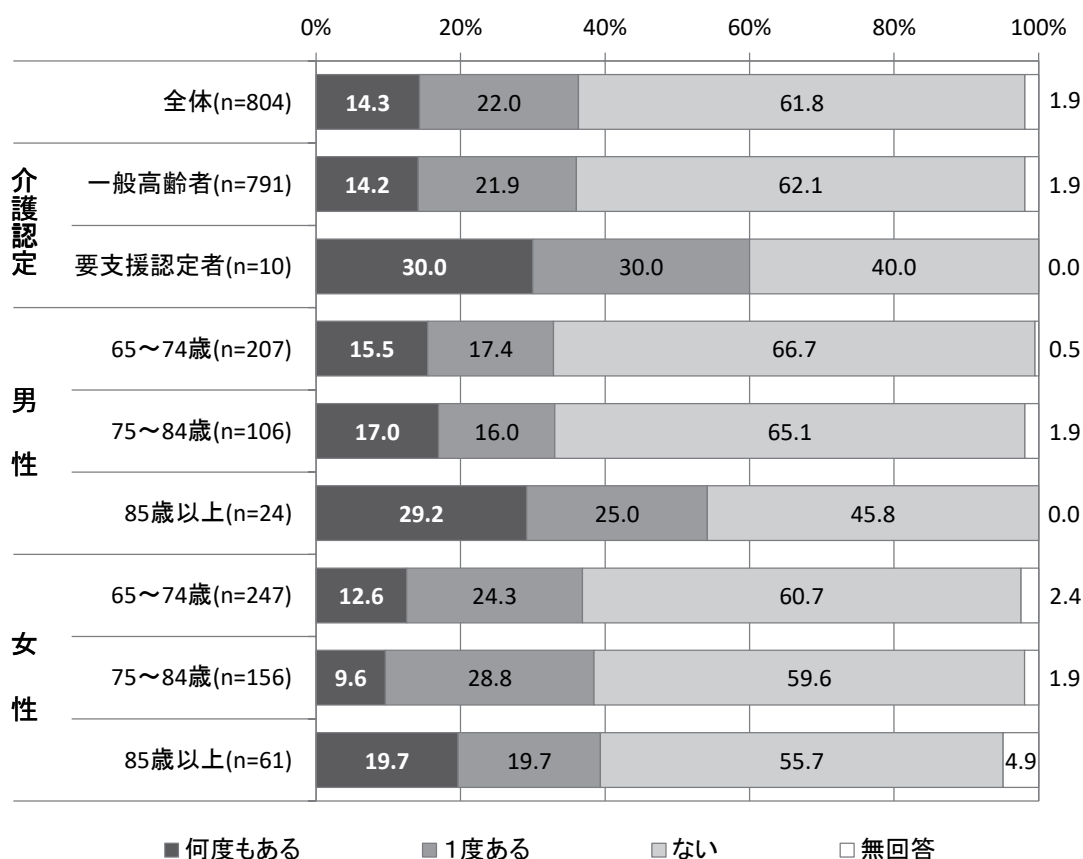


▼ 過去1年間に転んだ経験がありますか

全体でみると、「ない」が61.8%で最も多く、次いで「1度ある」(22.0%)、「何度もある」(14.3%)が続いています。

介護認定別でみると、要支援認定者は「何度もある」「1度ある」がともに30.0%となっています。

男女年齢階級別にみると、男女ともに85歳以上になると「何度もある」が多くなっており、その割合は男性が29.2%、女性が19.7%となっています。

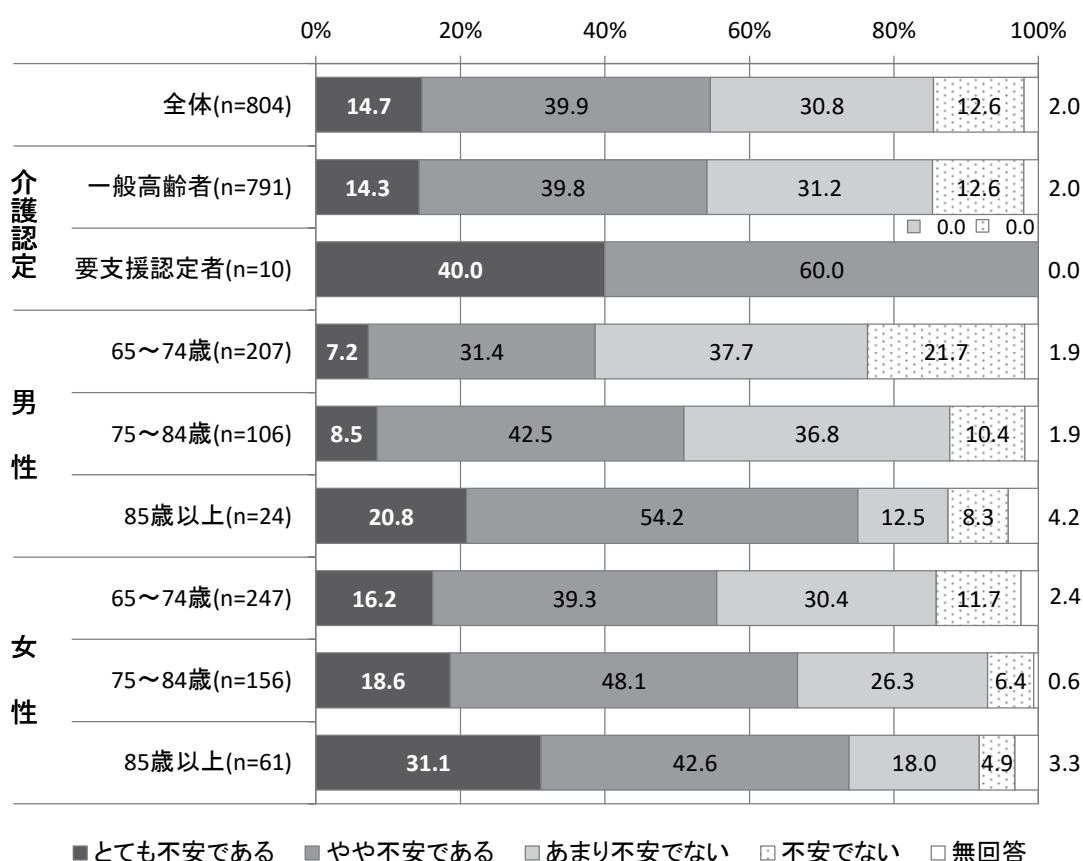


▼ 転倒に対する不安は大きいですか

全体でみると、「とても不安である」(14.7%)、「やや不安である」(39.9%)の合計54.6%が転倒に対する不安があると回答しています。

介護認定別でみると、要支援認定者は「とても不安である」「やや不安である」の合計が100.0%となっています。

男女年齢階級別に「とても不安である」「やや不安である」の合計をみると、男女ともに年齢が高くなるにつれてその割合は高くなり、85歳以上は男性が75.0%、女性は73.7%となっています。



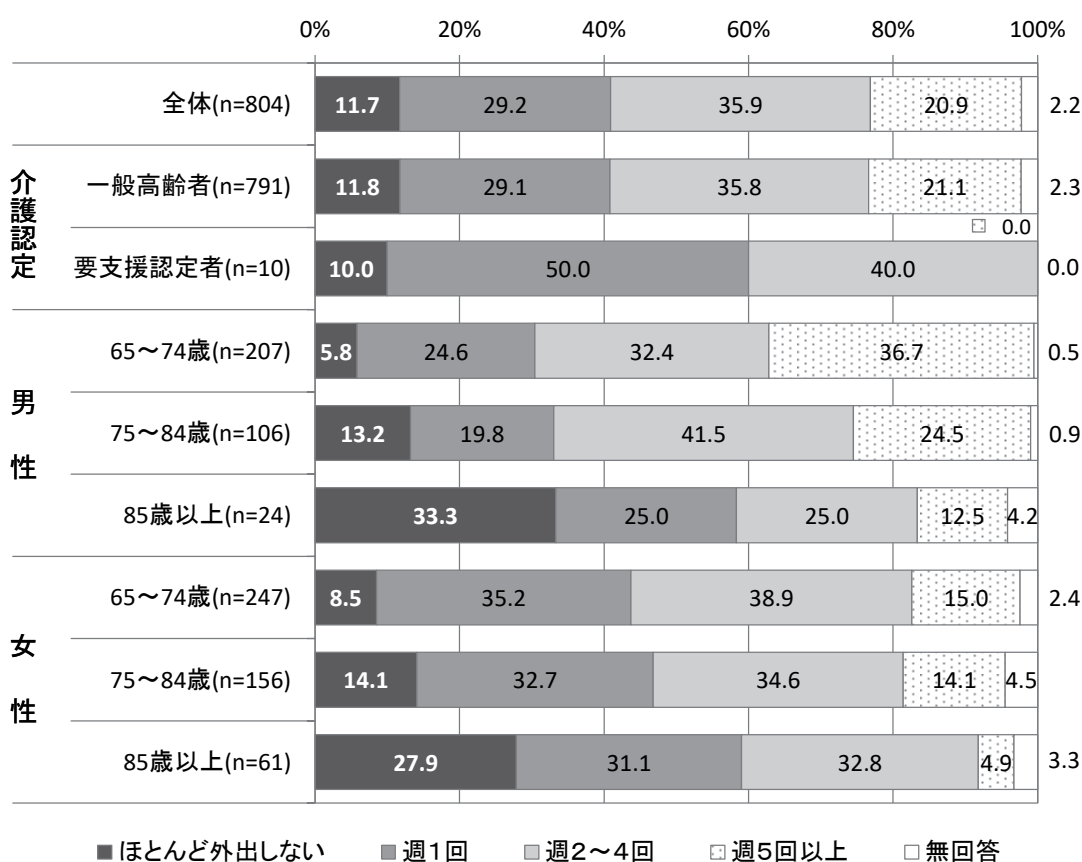
③外出と移動手段

▼ 週に1回以上は外出していますか

全体でみると、「週2～4回」が35.9%で最も多く、次いで「週1回」(29.2%)、「週5回以上」(20.9%)が続いています。「ほとんど外出しない」は11.7%となっています。

介護認定別でみると、要支援認定者は「週1回」(50.0%)、「週2～4回」(40.0%)で90%を占め、「ほとんど外出しない」は10.0%にとどまっています。

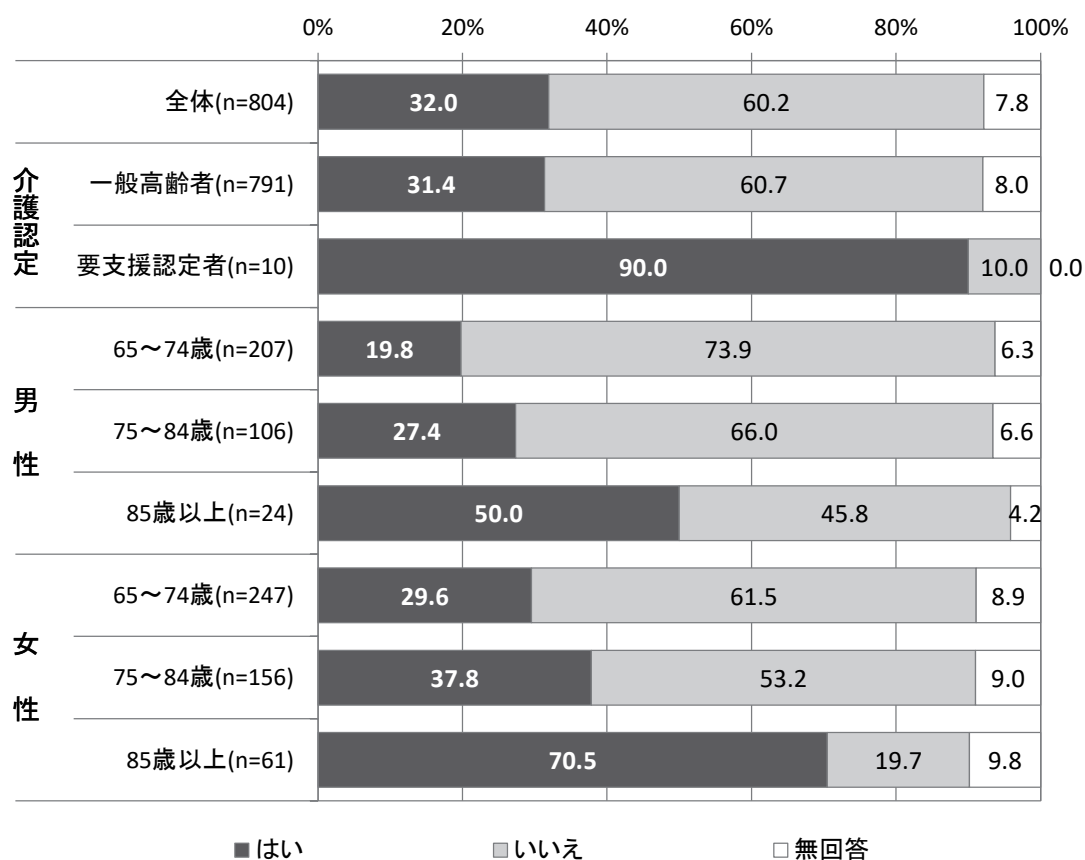
男女年齢階級別にみると、男女ともに年齢が高くなるにつれて「ほとんど外出しない」が多くなり、85歳以上は男性が33.3%、女性が27.9%となっています。



▼ 外出を控えているか

全体でみると、外出を控えていると回答した人は32.0%となっています。介護認定別でみると、要支援認定者はその割合が90.0%となっています。

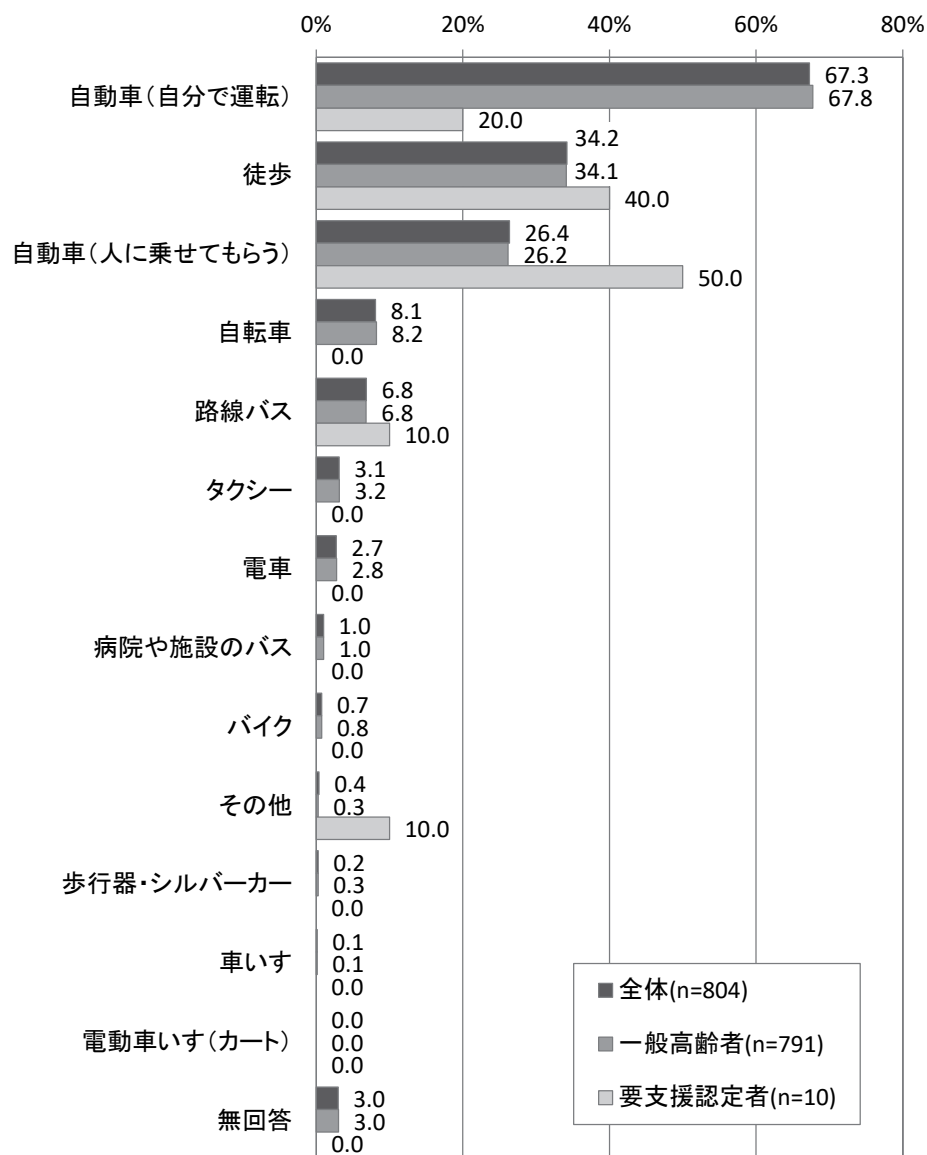
男女年齢階級別に外出を控えていると回答した人をみると、男女ともに年齢が高くなるにつれて多くなり、85歳以上は男性が50.0%、女性が70.5%となっています。



▼ 外出先する際の移動手段（複数回答）

全体でみると、「自動車(自分で運転)」が67.3%で最も多く、次いで「徒歩」(34.2%)、「自動車(人に乗せてもらう)」(26.4%)が続いています。

介護認定別でみると、要支援認定者は「自動車(人に乗せてもらう)」(50.0%)が最も多く、次いで「徒歩」(40.0%)が続いています。



④社会参加

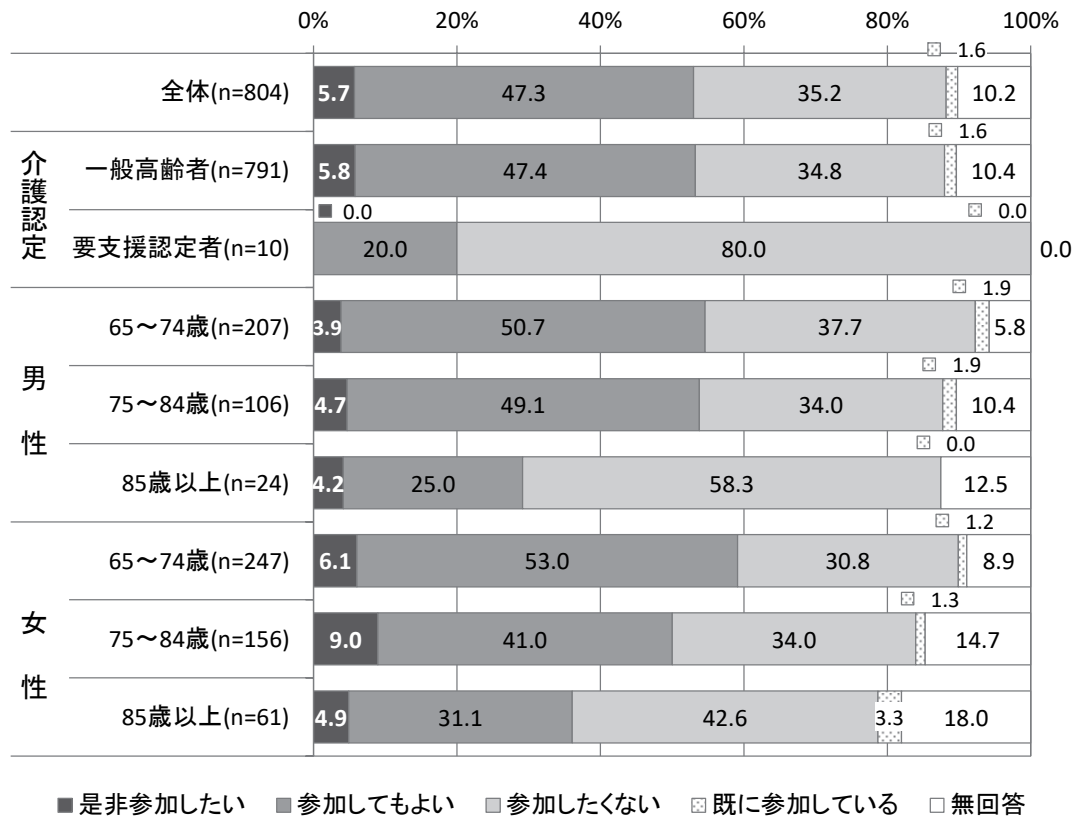
▼ 住民主体の地域づくり活動への（参加者としての）参加意向

全体でみると、「是非参加したい」（5.7%）、「参加してもよい」（47.3%）の合計53.0%に参加者としての参加意向がみられます。

介護認定別でみると、要支援認定者は「是非参加したい」と回答した方がおらず、「参加してもよい」が20.0%の状況です。

男女年齢階級別に「是非参加したい」「参加してもよい」の合計をみると、男性は85歳未満が50%を超えている一方、85歳以上は29.2%と低くなっています。

女性で「是非参加したい」「参加してもよい」と回答している人の合計は、年齢が高くなるにつれてその割合が低くなり、85歳の女性は36.0%となっています。



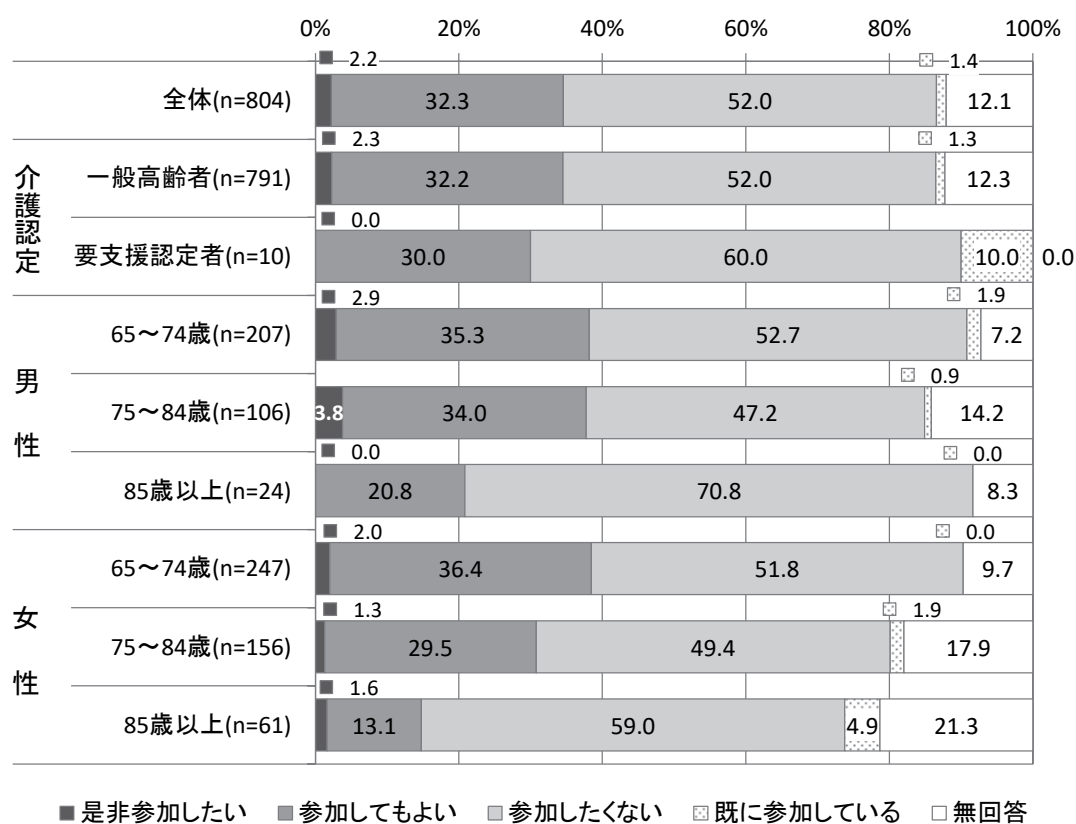
▼ 住民主体の地域づくり活動への（企画・運営としての）参加意向

全体でみると、「是非参加したい」（2.2%）、「参加してもよい」（32.3%）の合計34.5%に企画・運営としての参加意向がみられます。

介護認定別でみると、要支援認定者は「是非参加したい」と回答した方がおらず、「参加してもよい」が30.0%の状況です。

男女年齢階級別に「是非参加したい」「参加してもよい」の合計をみると、男性は84歳未満が35%を超えている一方、85歳以上は20.8%と低くなっています。

女性で「是非参加したい」「参加してもよい」と回答している人の合計は、年齢が高くなるにつれてその割合が低くなり、85歳の女性は14.7%となっています。

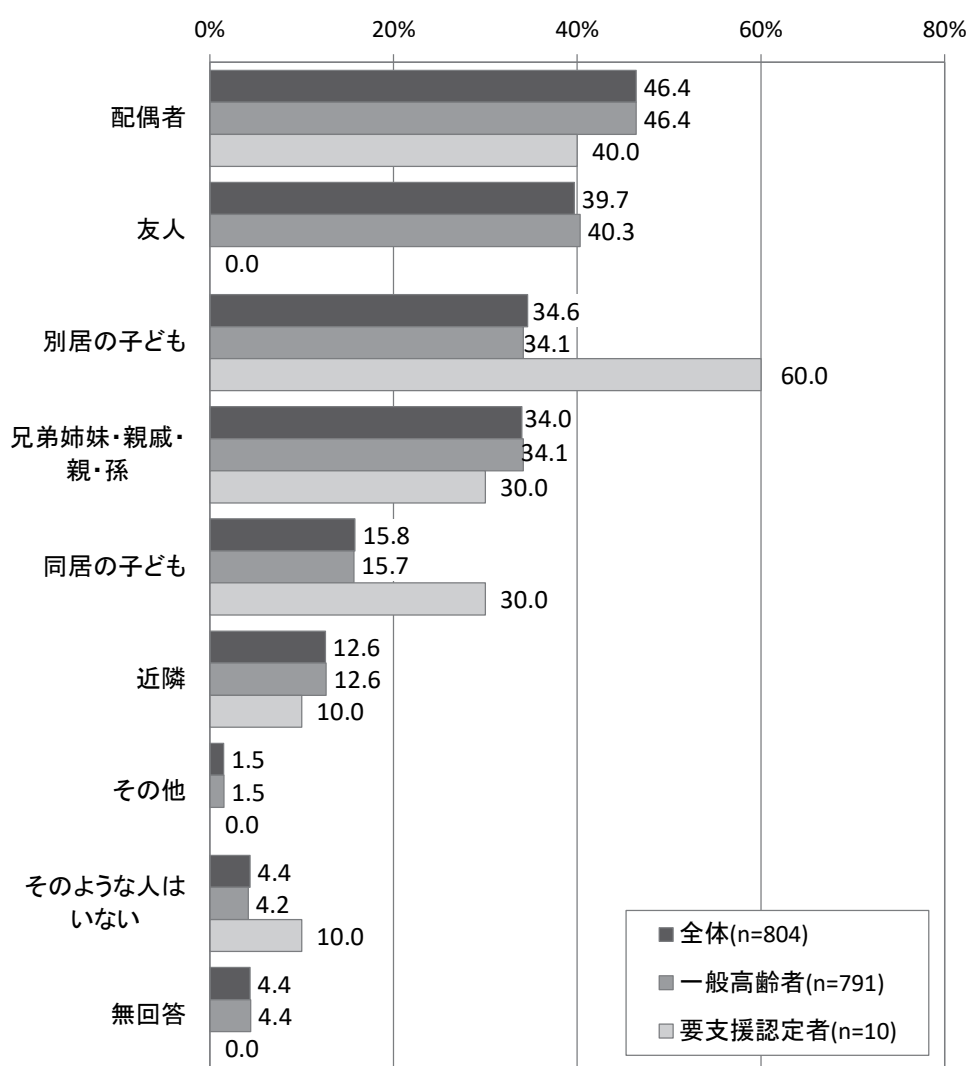


⑤地域での相談先や支え合い

▼ 心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答）

全体でみると、「配偶者」が46.4%で最も多く、次いで「友人」(39.7%)、「別居の子ども」(34.6%)が続いています。

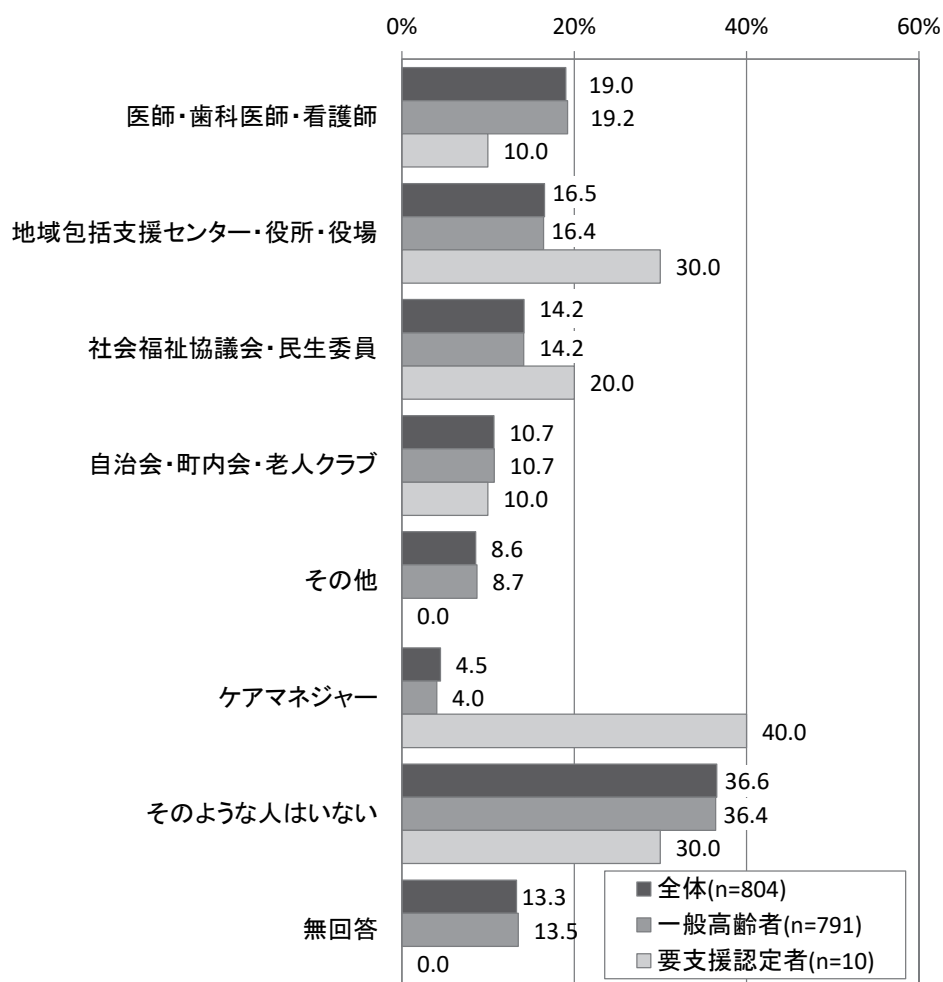
介護認定別でみると、要支援認定者は「別居の子ども」(60.0%)が多くなっています。



▼ 家族や友人・知人以外の相談先（複数回答）

全体でみると、「そのような人はいない」が36.6%で最も多くなっていますが、相談相手の中では「医師・歯科医師・看護師」が19.0%で多く、次いで「地域包括支援センター・役所・役場」(16.5%)、「社会福祉協議会・民生委員」(14.2%)が続いています。

介護認定別でみると、要支援認定者は「ケアマネジャー」(40.0%)、「地域包括支援センター・役所・役場」(30.0%)が多い状況です。

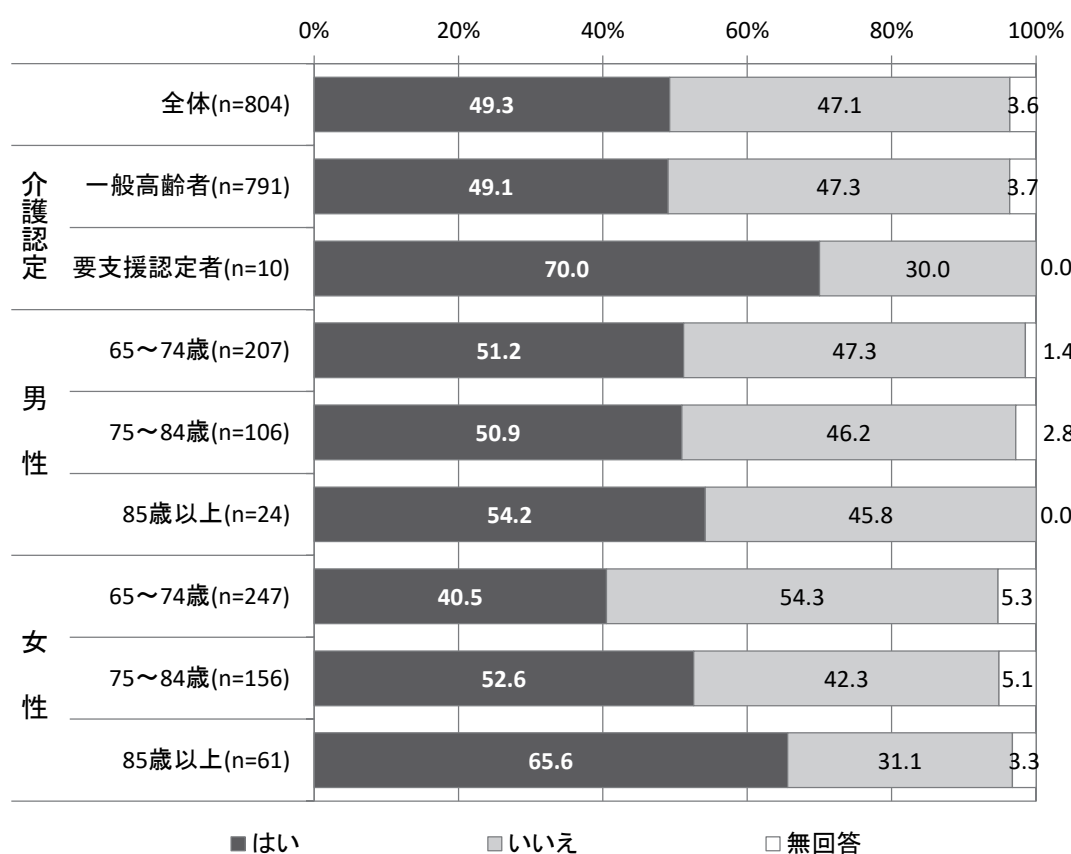


⑥認知症への対応

▼ 物忘れが多いと感じますか

全体でみると、物忘れが多いと感じていると答えた人は49.3%となっており、介護認定別でみると、要支援認定者はその割合が70.0%となっています。

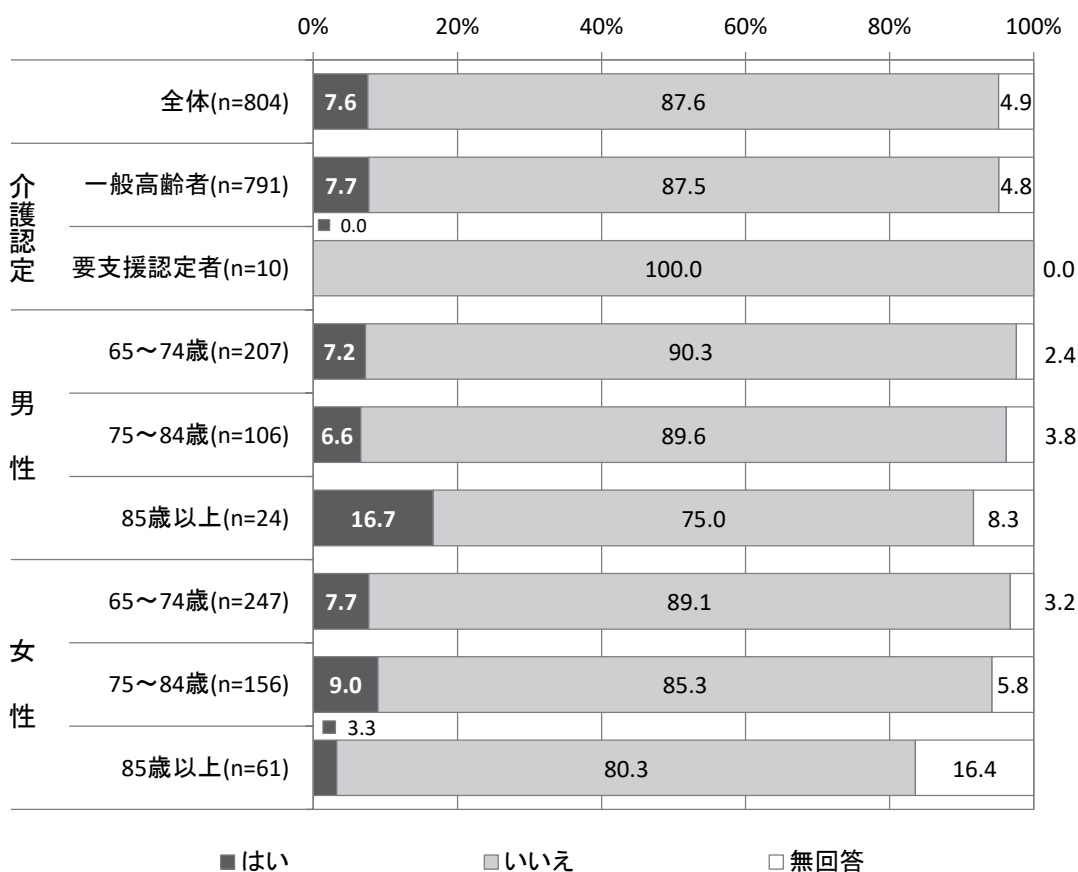
男女年齢階級別に物忘れが多いと感じている人をみると、男性はいずれの年齢も約50%で大きな差異はみられない一方、女性は年齢が高くなるにつれてその割合が多くなり、85歳以上で65.6%となっています。



▼ 認知症の症状がある人があるか

全体でみると、本人又は家族に認知症の症状があると回答した方は7.6%となっています。

年齢階級別に本人又は家族に認知症の症状があると回答した方をみると、男性は65～74歳、75～84歳は10%未満ですが、85歳以上は16.7%と多くなっています。女性はいずれの年齢もその割合は10%未満となっています。

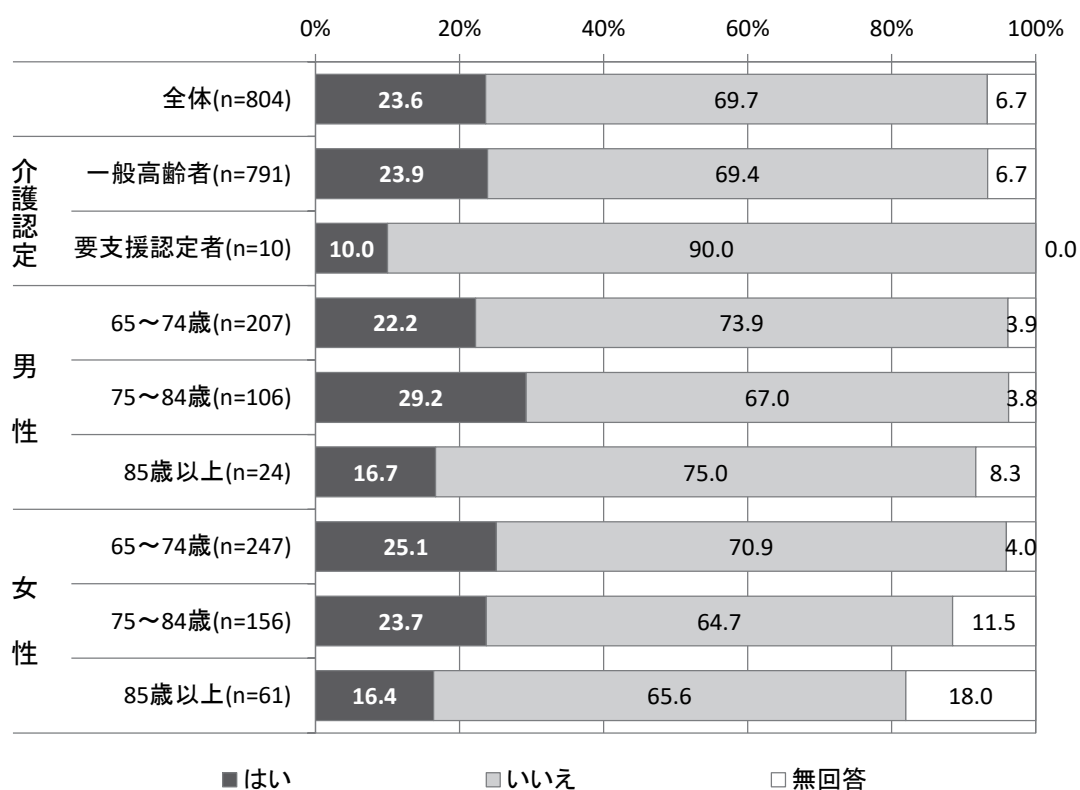


▼ 認知症に関する相談窓口を知っているか

全体でみると、認知症に関する相談窓口を知っていると回答した方は23.6%となっています。

介護認定別でみると、要支援認定者はその割合が10.0%となっています。

年齢階級別に認知症に関する相談窓口を知っていると回答した方をみると、男女ともに85歳以上が20%未満と少なくなっています。



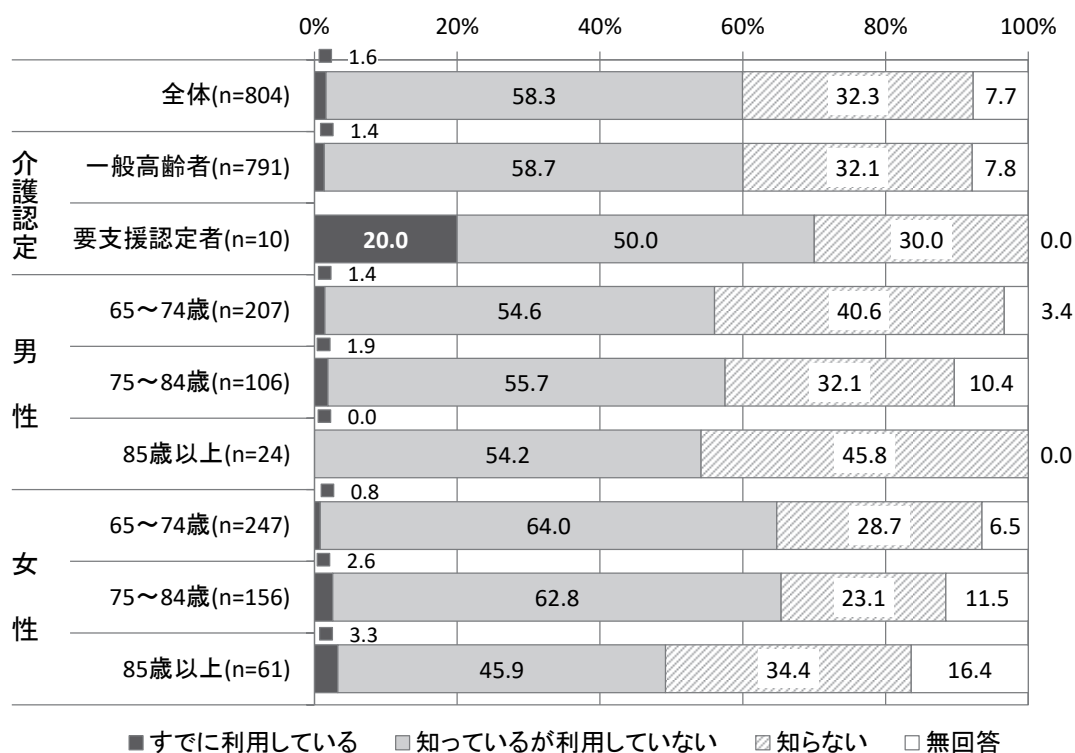
⑦配食サービス

▼ 配食サービス（お弁当の宅配）の利用状況

全体でみると、配食サービスを「知っているが利用していない」が58.3%で最も多く、次いで「知らない」(32.3%)が続いています。

介護認定別でみると、要支援認定者は配食サービスを「すでに利用している」が20.0%、「知っているが利用していない」が50.0%、「知らない」が30.0%となっています。

男女年齢階級別でみると、男女ともに「すでに利用している」は5%未満となっており、「知っているが利用していない」が多い状況です。

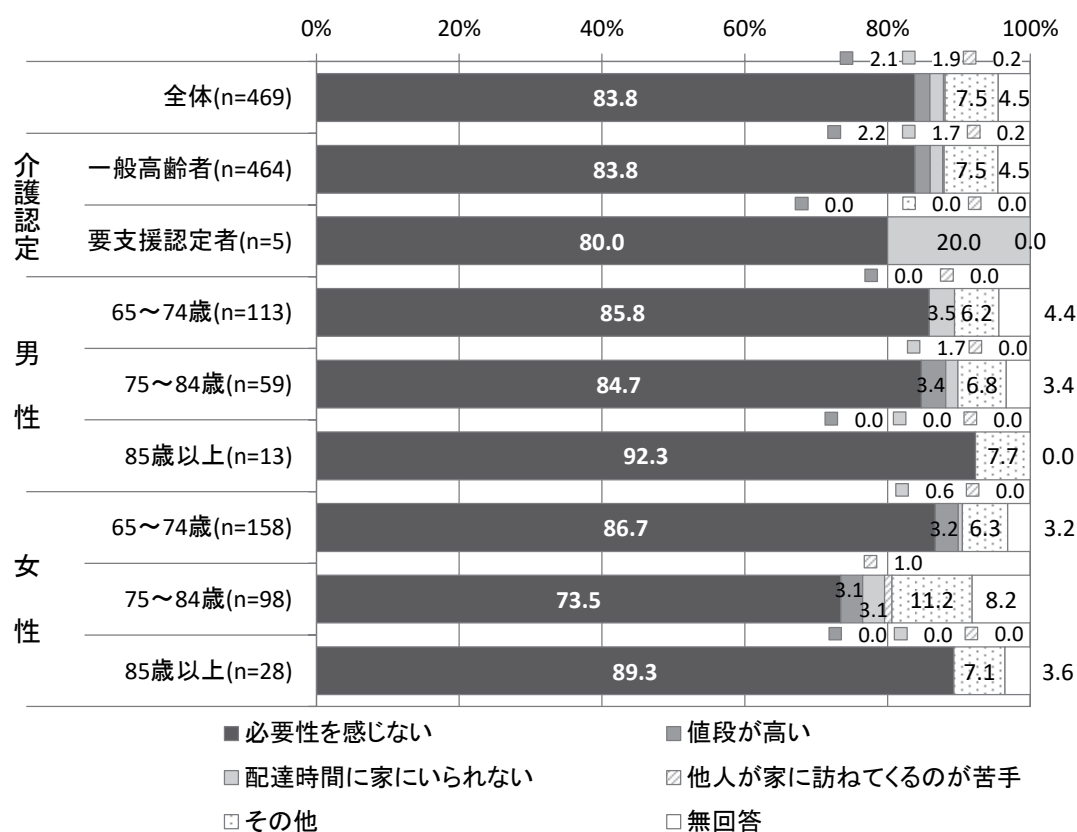


▼ 配食サービスを利用していない人の理由

全体でみると、配食サービスを知っているが利用していない理由は「必要性を感じない」が83.8%を占めて最も多くなっています。また、「その他」の内容として「今のところ自分でできるから」「今は自分たちでできるから」が多い理由となっています。

介護認定別でみると、要支援認定者は「必要性を感じない」が80.0%(4人)、「配達時間に家にいられない」が20.0%(1人)となっています。

男女年齢階級別でみると、男性はいずれの年齢階級も「必要性を感じない」が80%を超えており、女性は75～84歳でその割合が73.5%と低くなっています。

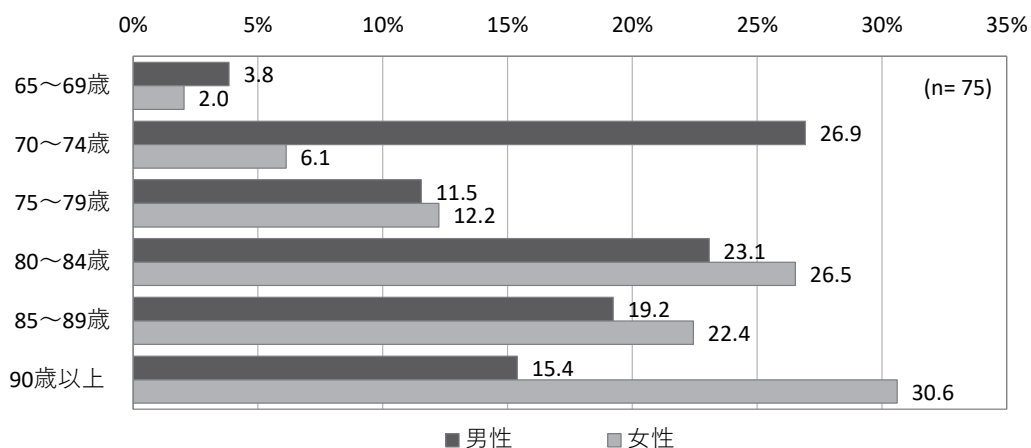


(4) 在宅介護実態調査

①在宅介護の状況

▼ 介護者を受けている人の年齢

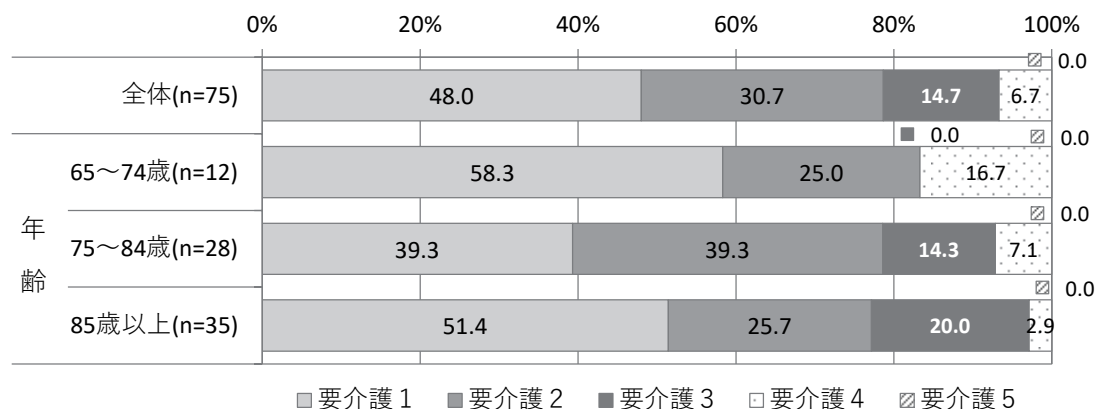
調査対象者の男性は、「70～74歳」が26.9%、女性は「90歳以上」が30.6%でそれぞれ最も多くなっています。



▼ 介護者を受けている人の要介護状態区分

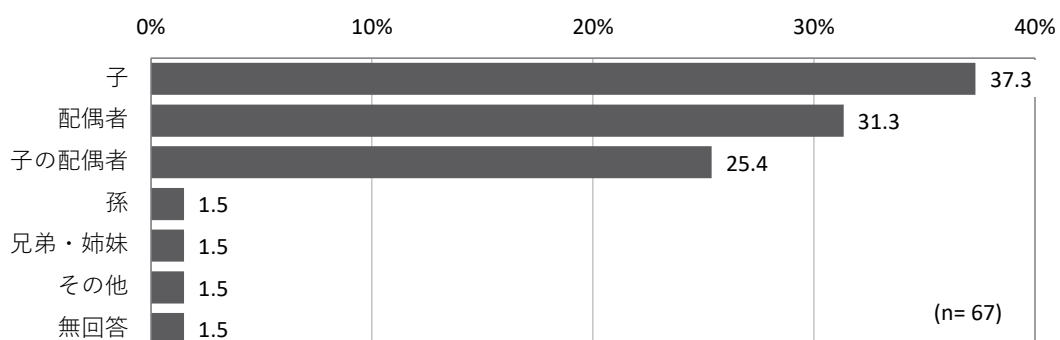
全体でみると、「要介護1」が48.0%で最も多く、次いで「要介護2」(30.7%)、「要介護3」(14.7%)、「要介護4」(6.7%)が続いています。

年齢階級別でも、「要介護1」及び「要介護2」はそれぞれの年齢階級で80%前後を占めていますが、年齢階級が上がるにつれ「要介護3」が増え、85歳以上で20.0%となっています。



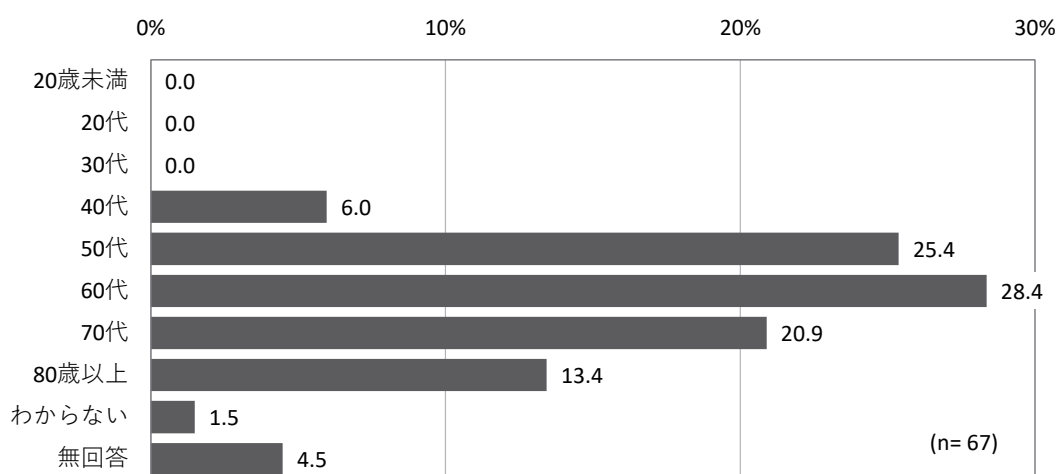
▼ 主な介護者の、本人との続柄

主な介護者と本人の関係は、「子」が37.3%で最も多く、次いで「配偶者」(31.3%)、「子の配偶者」(25.4%)が続いています。



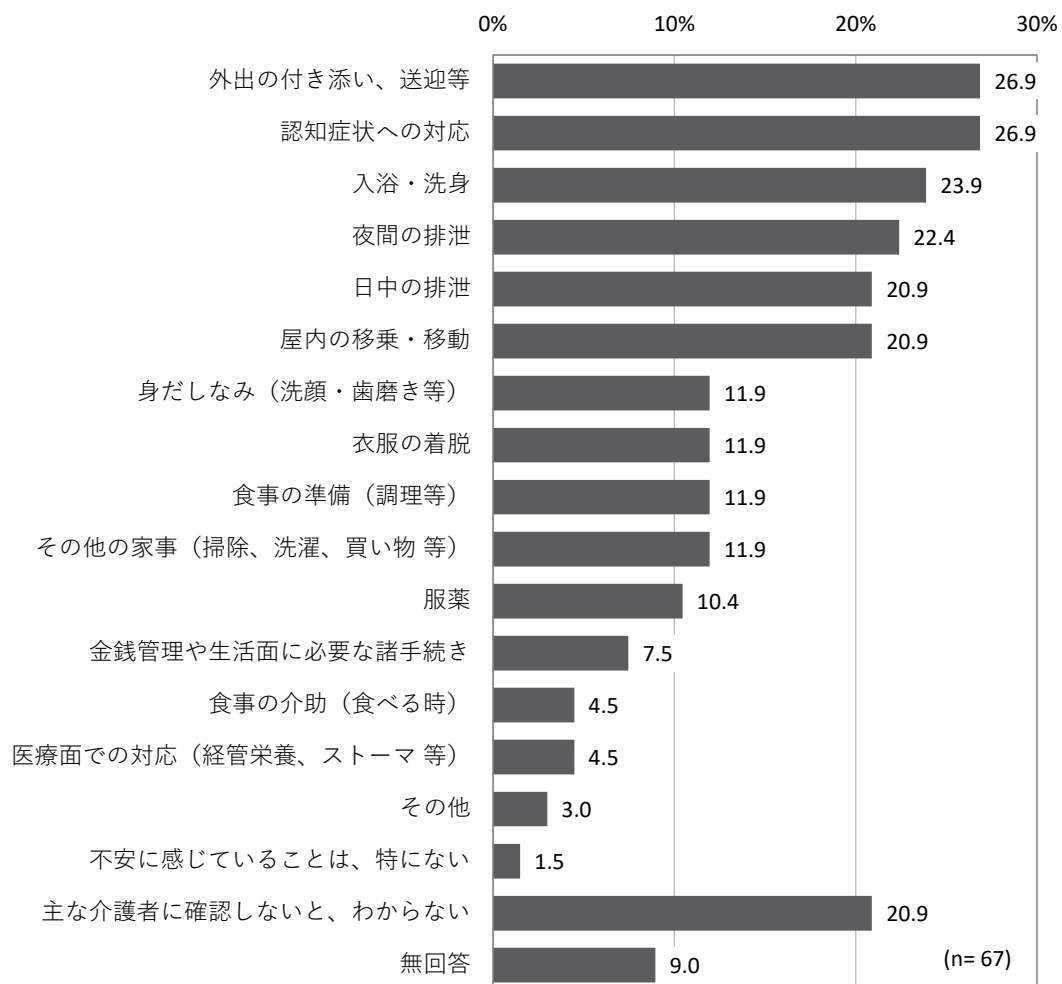
▼ 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、「60代」が28.4%で最も多く、次いで「50代」(25.4%)、「70代」(20.9%)が続いています。



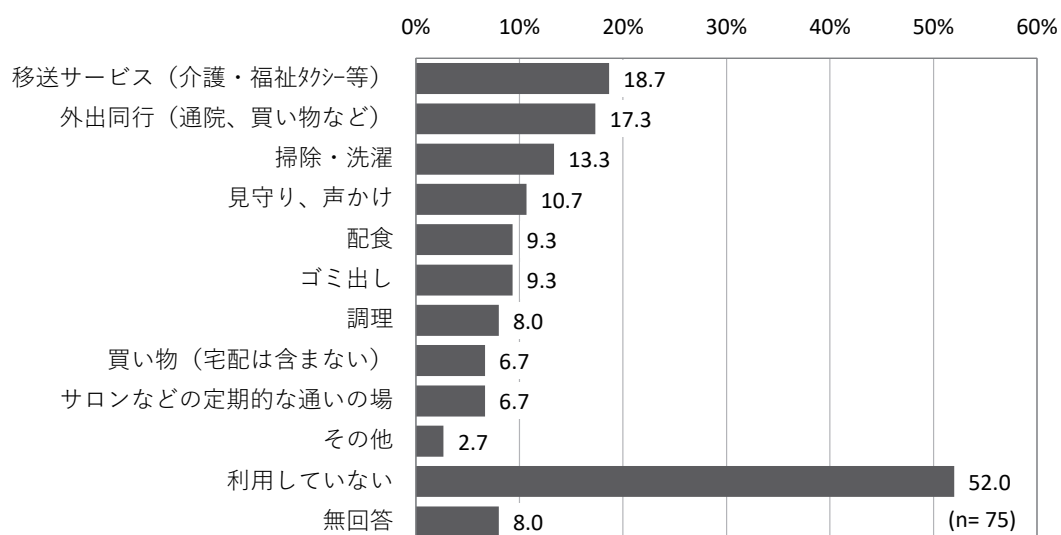
▼ 主な介護者が不安に感じる介護等（複数回答）

主な介護者が不安に感じる介護は、「外出の付き添い、送迎等」「認知症状への対応」がともに26.9%で最も多く、次いで「入浴・洗身」(23.9%)、「夜間の排泄」(22.4%)が続いています。



▼ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）

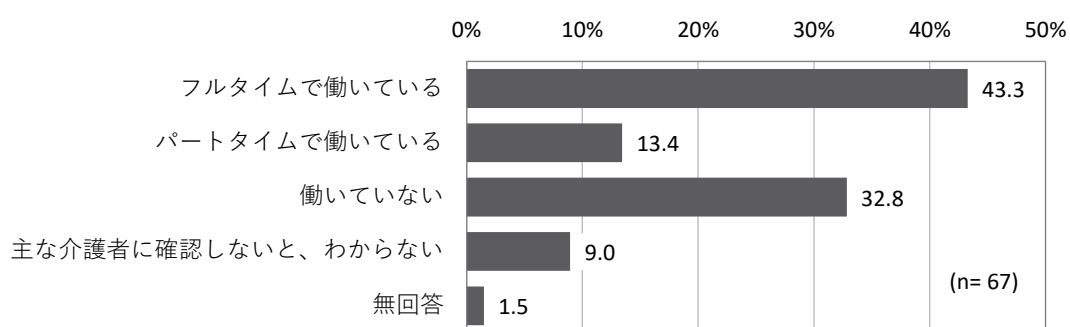
「利用していない」が52.0%を占めていますが、在宅生活継続に必要と感じる支援・サービスの中では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が18.7%で最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」（17.3%）、「掃除・洗濯」（13.3%）が続いています。



②介護者と就労

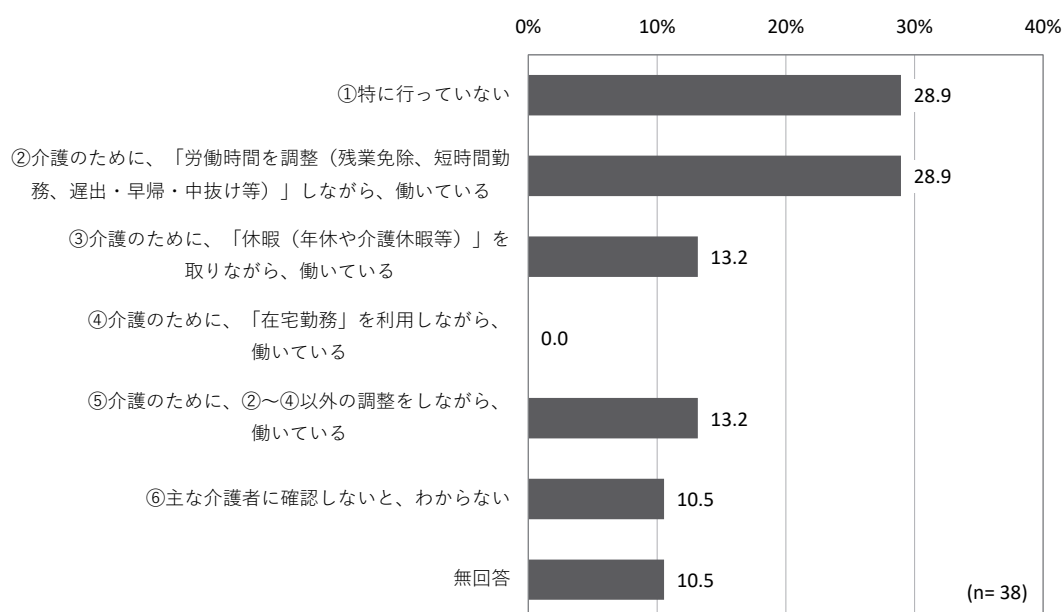
▼ 主な介護者の現在の勤務形態

主な介護者の就労状況は、「フルタイムで働いている」が43.3%で最も多く、次いで「働いていない」（32.8%）、「パートタイムで働いている」（13.4%）が続いています。



▼ 就労している主な介護者の仕事の調整（複数回答）

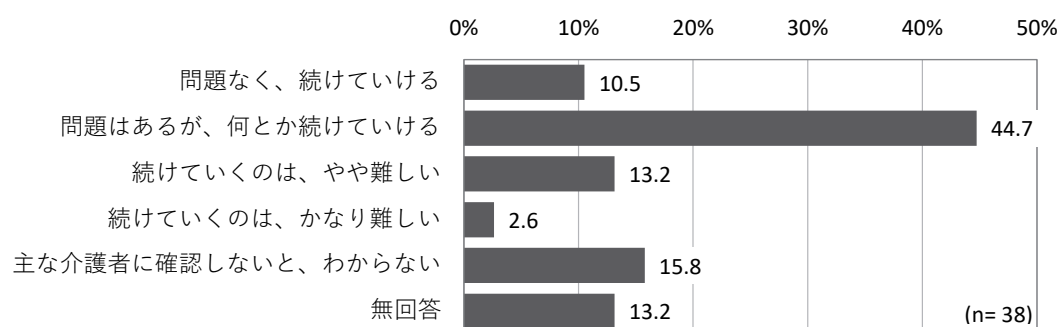
働き方の調整を「①特に行っていない」は28.9%となっている一方、「②介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」も28.9%いる状況です。



▼ 今後も働きながら介護を続けていけそうか

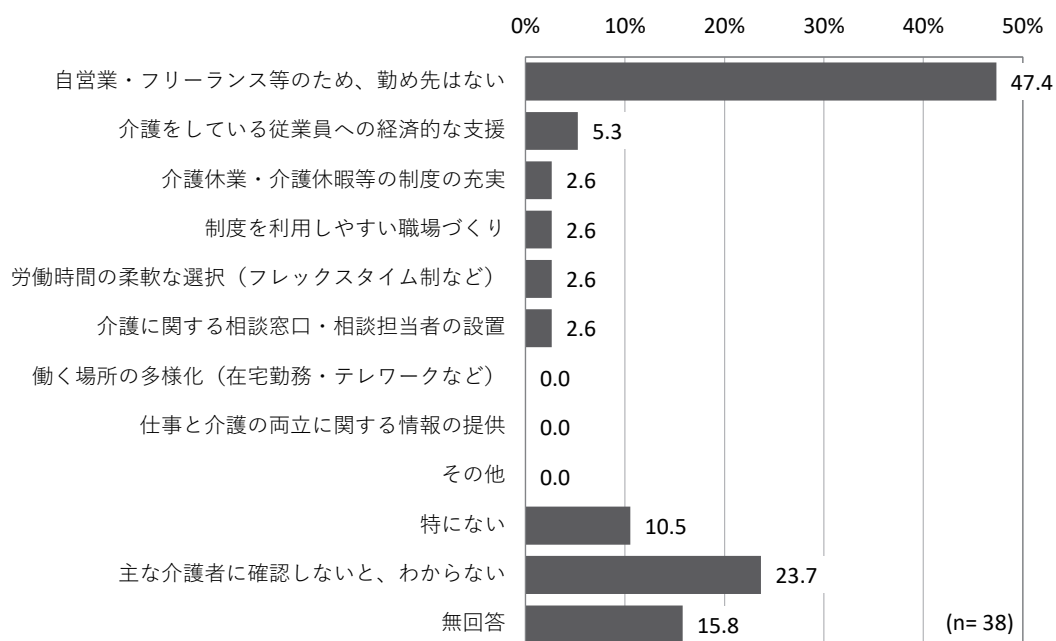
就労を「問題なく、続けていける」(10.5%)、「問題はあるが、何とか続けていける」(44.7%)の合計55.2%は、今後も就労を続けていけると回答しています。

一方、「続けていくのは、やや難しい」(13.2%)、「続けていくのは、かなり難しい」(2.6%)の合計15.8%は就労の継続に難しさを感じています。



▼ 仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援（複数回答）

「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が47.4%で最も多くなっていますが、仕事と介護の両立に効果があると思う支援の中では「介護をしている従業員への経済的な支援」が5.3%となっています。



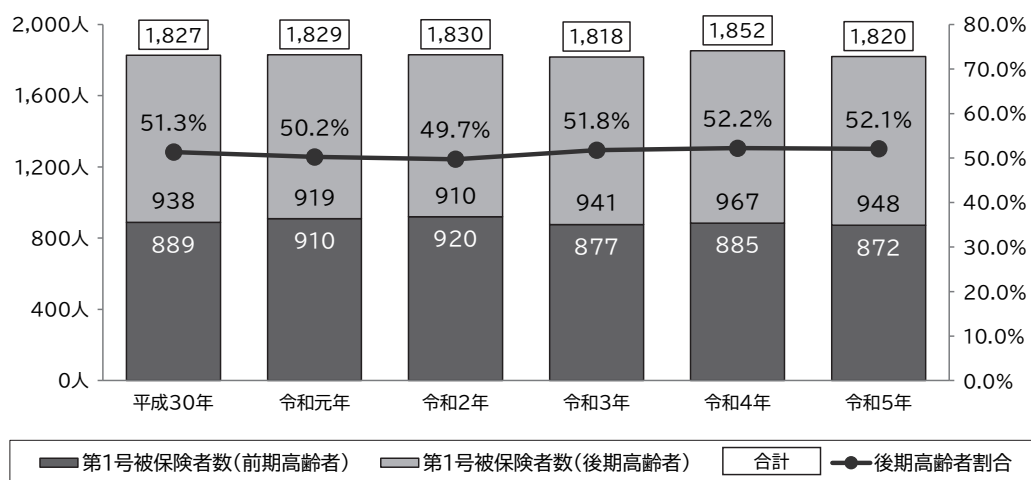
3 介護保険事業の実施状況

(1) 第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は年によって上下はありますが、平成30年(2018年)からおおむね横ばいに推移しています。

第1号被保険者のうち後期高齢者の数は前期高齢者の数をおおむね上回っており、令和5年(2023年)の全体に占める後期高齢者の割合は52.1%となっています。

▼ 第1号被保険者数の推移



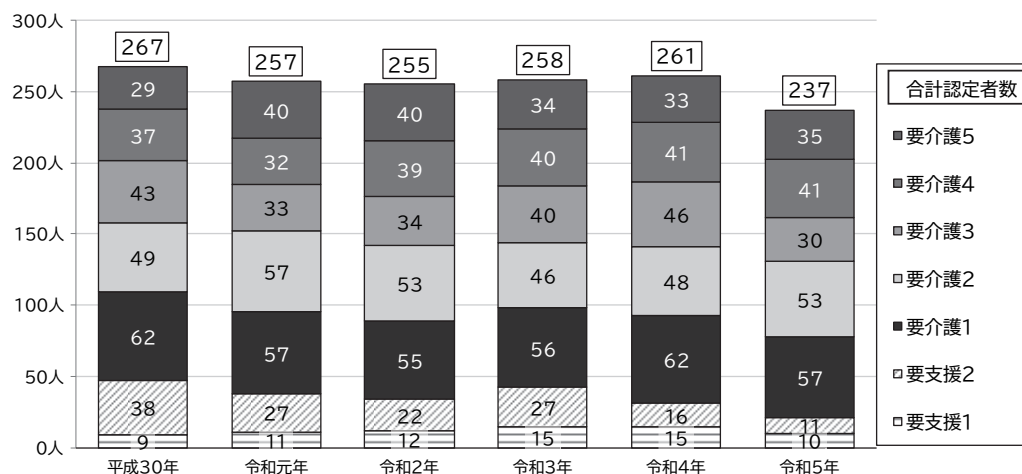
資料:「介護保険事業状況報告」年報(令和4年及び令和5年は月報)

(2) 要支援・要介護者数の推移

認定者数の合計は令和2年(2020年)以降に増加傾向がみられましたが、令和5年(2023年)は減少に転じています。

要介護度別にみると、各年度とも要介護1、2の軽度者の人数が多くなっています。

▼ 要支援・要介護者数の推移



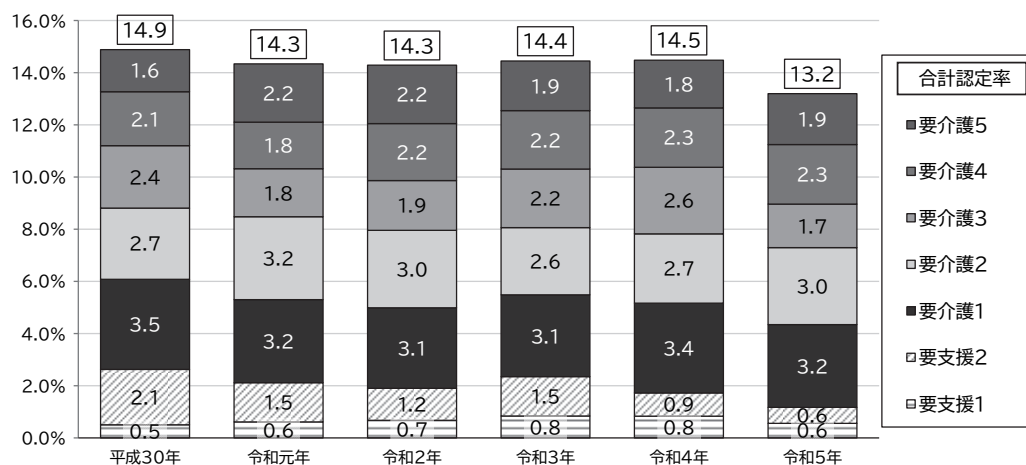
資料:「介護保険事業状況報告」年報(令和4年及び令和5年は月報)

(3) 要支援・要介護認定率の推移

合計認定率は下降傾向にあり、平成30年(2018年)には14.9%であった認定率は令和5年(2023年)には13.2%となっています。

要介護度別の認定者数と同様、各年度とも要介護1、2の認定率が高くなっています。

▼ 要介護度別認定率の推移

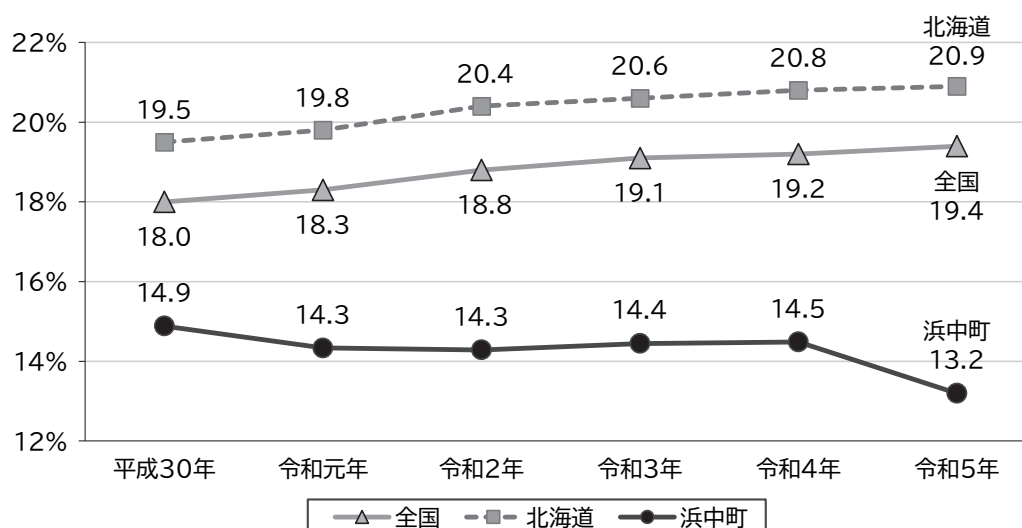


資料:「介護保険事業状況報告」年報(令和4年及び令和5年は月報)

(4) 認定率の国・北海道との比較

本町の認定率は北海道及び全国の数値を大きく下回る水準で推移しています。

▼ 認定率の国・北海道との比較



資料:「介護保険事業状況報告」年報(令和4年及び令和5年は月報)

(5) 介護サービスの利用状況の推移

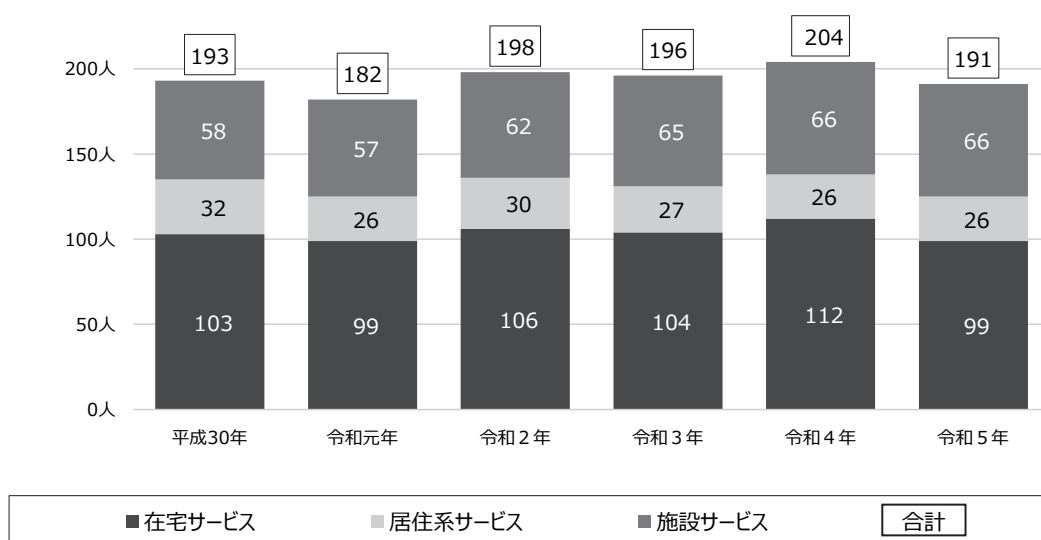
認定者におけるサービス受給者数と受給の割合(受給率)をサービス類型ごとにみると、在宅(介護予防)サービスはおおむね横ばいに推移しており、居住系(介護予防)サービスは下降傾向がみられる状況です。

施設サービスには上昇傾向がみられ、平成30年(2018年)に30.1%だった受給率は、令和5年(2023年)には34.6%まで上昇しています。

▼ 介護サービス受給者数と受給率の推移

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援・要介護認定者数 (A)	267	257	255	258	261	237
介護サービス受給者数	193	182	198	196	204	191
在宅サービス (B)	103	99	106	104	112	99
↳ 受給率(B/A)	53.4%	54.4%	53.5%	53.1%	54.9%	51.8%
居住系サービス (C)	32	26	30	27	26	26
↳ 受給率(C/A)	16.6%	14.3%	15.2%	13.8%	12.7%	13.6%
施設サービス (D)	58	57	62	65	66	66
↳ 受給率(D/A)	30.1%	31.3%	31.3%	33.2%	32.4%	34.6%



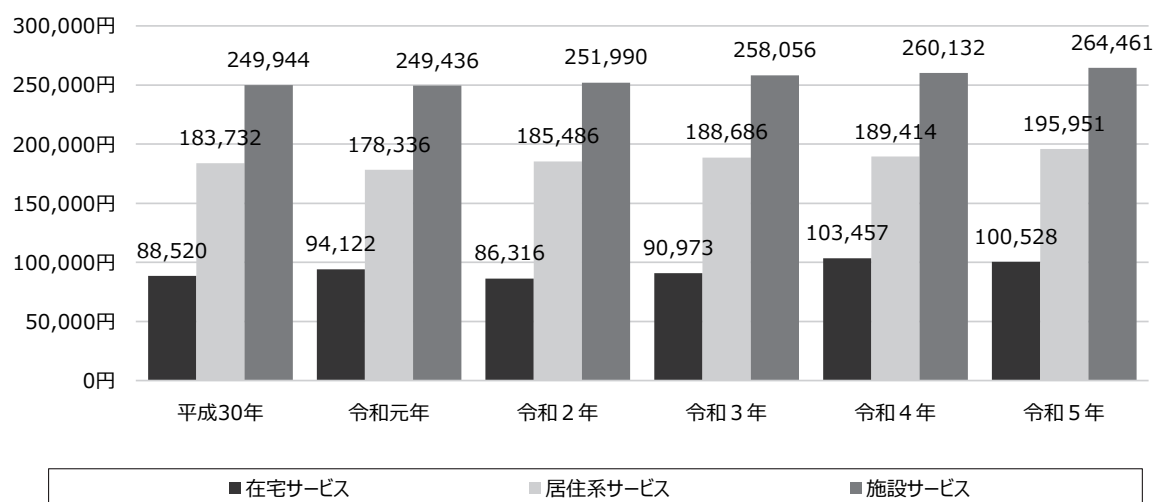
資料:「介護保険事業状況報告」年報(令和3年～令和5年は月報)

(6) 受給者1人あたり給付月額の推移

受給者1人あたりの給付月額をサービス系列別にみると、在宅サービスは平成30(2018年)の88,520円から令和5年(2023年)には100,528円に上昇しています。

在宅サービスと同様に、居住系サービス及び施設サービスにも上昇傾向がみられ、令和5年(2023年)の居住系サービス利用者の1人あたり給付月額は195,951円、施設サービスは264,461円となっています。

▼ 月当たりの保険給付費の推移



資料:「介護保険事業状況報告」年報(令和3年～令和5年は月報)

(7) 本町の介護保険サービス事業所

本町における介護保険サービス事業所は令和5年10月時点で以下のとおりとなっています。

事業所種別事業所名	事業所名
地域包括支援センター	浜中町介護予防支援事業所（湯沸）
居宅介護サービス	
居宅介護支援事業所	浜中町ケアマネジメントセンター（湯沸）
	ハイツ・野いちご居宅介護支援事業所（茶内）
	浜中居宅介護支援センターあやめ（仲の浜）
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター ハイツ野いちご（茶内）
訪問介護（ホームヘルプサービス）	しゃきょう介護センターえぞふうろ（霧多布）
訪問看護	厚岸地域浜中訪問看護ステーション（霧多布）
短期入所生活介護（ショートステイ）	ショートステイ ハイツ野いちご（茶内）
施設サービス	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ハイツ野いちご（茶内）
認知症共同生活介護施設	グループホーム なごみ浜中（浜中）

※令和5年10月現在

4 総人口の推計

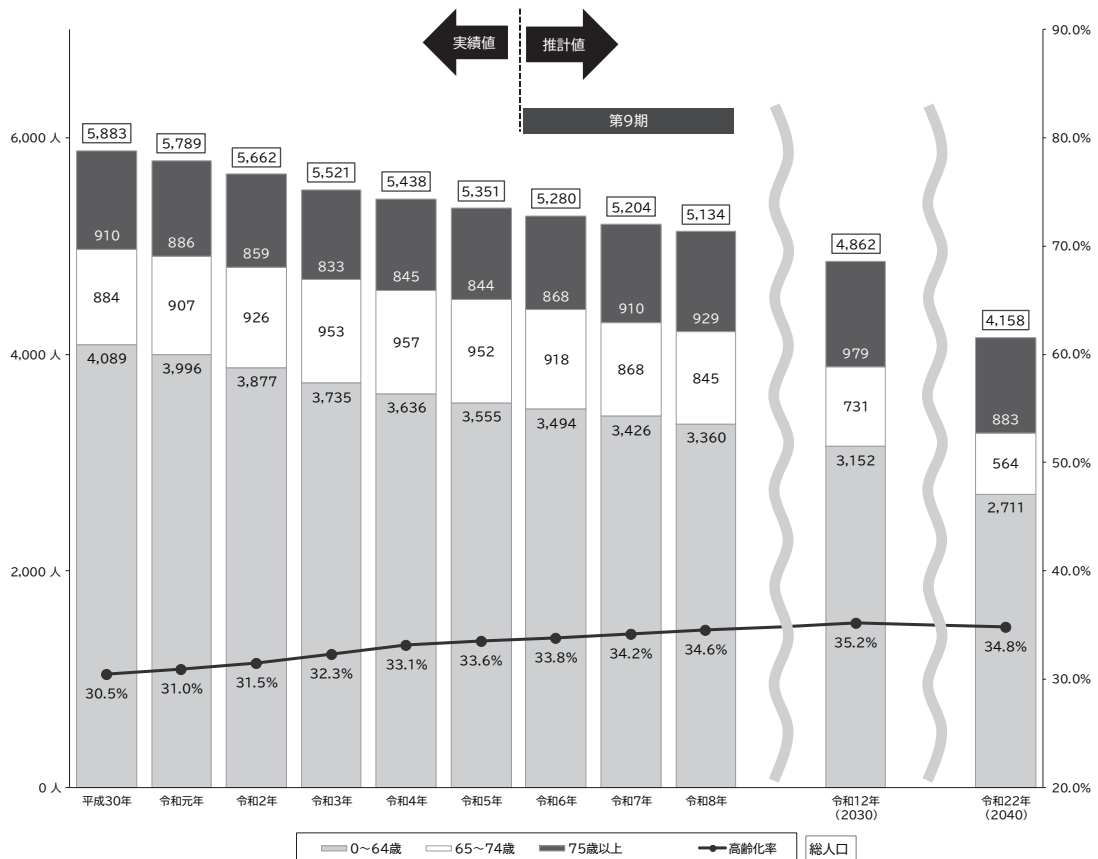
住民基本台帳人口の実績値をもとに、本町の将来人口推計を行った結果は以下のとおりです。

第9期の介護保険事業計画は、計画期間中だけでなく令和22年(2040年)の状況も見据えた計画とするよう求められているため、当該各年度の人口も推計しています。

総人口は減少傾向が続き、本計画最終年度の令和8年(2026年)には5,134人、令和22年(2040年)には4,158人になると予測されます。

高齢化率は令和8年(2026年)には34.6%、令和12年(2030年)には35.2%まで上昇し、その後令和22年(2040年)には34.8%に減少すると予測されます。

▼ 総人口の推計



※住民基本台帳、平成30年～令和5年(6か年、各年9月末日現在)の性別・1歳年齢別人口実績から、コーホート変化率法¹を用いて推計

1 コーホート変化率法：「コーホート」とは年齢階級のことで、「コーホート変化率法」は、あるコーホートの一定期間における人口の変化率をその地域の年齢別人口変化の特徴と捉え、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

令和11年度(2029年度)までの計画期間となっている「第6期浜中町まちづくり総合計画」では、まちづくりの基本目標4として「子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり」を掲げ、基本計画第4章第2節で高齢者福祉の主要施策・事業を設定しています。

そこでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、健康づくり、介護予防への取組、地域での支え合いの体制づくりを進めること、また、高齢者が希望する介護保険サービスを受けられる体制や必要なサービス情報を速やかに提供する体制を構築することなどが挙げられています。

これを踏まえ、前計画で掲げた基本理念を継承し、本計画においても以下の6点を基本理念とします。

■健康的な高齢者の支援

元気で活動的な高齢者が今後も健康を維持し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送れるよう、定期的に健康状態を把握し、高齢者の状況に応じた介護予防の支援を推進します。また、自分の健康は自分で管理し、守るという意識の向上を図ります。

■高齢者の日常生活の支援

高齢者が地域社会において自立した日常生活を過ごせるよう、高齢者やその家族の負担軽減のために経済的、物理的、精神的等多方面から必要に応じた日常生活の支援を推進します。

■高齢者の尊厳保持

長い人生経験を積み上げてきた高齢者が、これからも一人の人間として安心して生活できるよう、高齢者を標的とした犯罪や、事故、災害等から高齢者を守るための対策や、被害に遭った高齢者の擁護施策を推進します。

また、認知症高齢者やその家族に対する偏見や無理解を解消し、地域社会の一員として生活を続けられるよう、認知症への理解の向上に向けた広報啓発を推進します。

■介護保険サービスの充実

高齢化に伴い怪我や病気により要介護認定を受けた高齢者が、希望する介護保険サービスを受けられるよう、町及び周辺地域においてニーズを充足できる介護保険サービスを、質・量の両面にわたり確保、提供していく体制の確立を推進します。

また、サービス内容や事業者の情報等、高齢者やその家族に必要な情報は速やかに提供し、内容の相談や受付について十分に対応できる体制の充実を推進します。

■幅広い施策による支援

高齢者施策を推進するにあたり、公共施設の生活環境、豊かな人生経験を生かすことができる活動の場の整備等、幅広い分野での施策推進に努めます。

また、各施策の推進やサービスの提供について、行政機関をはじめ関連各機関が連携をとり、効果的、効率的に実施できる体制の構築に努めます。

■地域包括ケア体制の充実強化

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、介護、予防、医療、住まい、生活支援のサービスを提供できる環境を充実強化します。

2 日常生活圏域の設定

地域包括ケアシステムの構築単位として想定されている「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のことです。

本町は、地域の特性や人口規模等を踏まえ、町全域を一つの日常生活圏域として設定しています。

地域包括支援センターを中心に、地域の施設及び関係団体との連携を図り、元気な高齢者への介護予防事業から、要支援・要介護高齢者に対する介護サービスまで、幅広い支援体制を構築します。

3 施策体系

基本理念	施策の基本方向	主な施策・事業
■ 高齢者の尊厳保持 ■ 高齢者の日常生活の支援 ■ 健康的な高齢者の支援	1 地域包括ケアシステムの深化・推進	(1) 介護保険サービスの基盤整備 (2) 地域包括支援センターの運営 (3) 在宅医療・介護連携の推進 (4) 認知症施策の推進 (5) 生活支援サービスの体制整備
	2 健康づくりの推進	(1) 健康診査 (2) 健康教育 (3) 健康相談 (4) 訪問指導 (5) 健康づくりに関する組織活動 (6) 精神保健相談（心の健康相談）
	3 自立支援・重度化防止の推進	(1) 介護予防・生活支援サービス事業 (2) 一般介護予防事業 (3) 介護保険サービスの円滑な提供
	4 高齢者福祉の推進	(1) 社会参加と生きがいづくり (2) 介護保険以外の福祉サービス
	5 高齢者の安全と安心の確保	(1) 高齢者の権利擁護 (2) 災害時・緊急時の支援 (3) 感染症対策に係る体制整備 (4) 犯罪対策の推進 (5) 居住環境の整備
■ 地域包括ケア体制の充実強化 ■ 幅広い施策による支援 ■ 介護保険サービスの充実		

第4章 高齢者施策の展開

※以下、指標の表中の令和5年度は見込値です。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 介護保険サービスの基盤整備

地域包括ケアシステムの一翼を担う介護保険サービスについては、状況に応じた基盤整備が必要です。

① 居宅サービスの基盤整備

■ 内容

居宅サービスの利用者数にはやや減少傾向がみられますが、通所リハビリテーションの利用は増えている状況です。本計画期間中、認定者数は減少する見込みとなっていますが、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるようにするため、また、国の方向性でもある施設サービスから居宅サービスへの移行推進の観点から、引き続き町内のサービス提供基盤を維持・充実させていくことが重要です。



■ 今後の方針

在宅での自立生活を支援するため、より一層質的向上を図るとともに、安定的な利用に向けたサービス提供体制の維持・充実を図っていきます。

② 地域密着型サービスの基盤整備

■ 内容

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域の特性に合わせた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は住所地の住民に限定されます。

本町では、地域密着型サービスとして「認知症共同生活介護」が実施されています。※

※上記サービスのほか、住所地特例²により、他市町村で「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「地域密着型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」等のサービスを利用している方がいます。



■ 今後の方針

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの構築に有効なサービスであることから、今後も継続的にサービス提供体制の維持・充実を図っていきます。

2 住所地特例：他市町村の介護保険施設等の該当施設へ入所・入居して、施設所在地へ住所を変更した場合に、元の住所地の市町村が保険者となる制度。

③施設サービスの基盤整備

■ 内容

本町には、老人介護福祉施設(特別養護老人ホーム)として「ハイツ野いちご」が整備されています。



■ 今後の方針

施設サービスの利用は少しずつ増加の傾向にあり、ニーズは今後も減少することはないと考えられます。

適切な供給量の確保と補完的なサービスの提供体制の整備に努め、利用者の生活機能が向上するサービスの提供ができるようサービスの維持・充実を図ります。

(2) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、町内各地で生活する高齢者が要支援や要介護の状態になることを最低限に抑え健康的な生活を持続するために、介護予防の充実や権利擁護、相談事業等を実施する中核機関として、浜中町役場内に設置されています。

①地域包括支援センターの機能強化

■ 内容

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士及び主任ケアマネジャーの専門職が配置され、相互に連携することにより「地域ケア会議」「介護予防ケアマネジメント」「総合相談・支援事業」「虐待防止及び早期発見、権利擁護のための必要な援助」「包括的・継続的ケアマネジメント」を行っています。



■ 今後の方針

主治医や各事業所のケアマネジャー等との連携を強化するとともに、ボランティア等の地域活動も含めた地域の様々な資源を活用した包括的な支援を行い、高齢者が住み慣れた地域での生活の継続支援のための中心的な役割を果たしていきます。

地域ケア会議の開催など、地域包括支援センターの役割をさらに充実させ、機能強化に努めます。

②地域ケア会議

■ 内容

地域ケア会議は、関係機関及び関係団体等の保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者で構成され、地域のケアマネジャーに対するケアマネジメント支援を通じて、高齢者への適切な支援の検討や個別ケースの課題把握を通じた地域課題の分析、地域資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画、高齢者福祉計画等への反映など政策形成につなげることを目指すものです。



■ 今後の方針

地域包括支援センターにおいて、個別事例の検討を通して多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性のある会議として継続して実施します。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議の開催数（回）	24	24	24	24	24	24

（3）在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた地域で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療と介護の連携を進めることが求められています。

①在宅医療・介護連携体制の整備

■ 内容

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための支援体制整備を図るものです。

本町では、地域包括支援センター主導の地域ケア会議において、関係機関の連携を図っているほか、在宅での療養がスムーズに行えるように、日常的に医療機関と連絡・情報共有を行っています。また、福祉用具の貸出により外泊や急な退院にも対応しています。



■ 今後の方針

今後も、地域ケア会議による他職種連携や医療機関との情報共有を通じて、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を維持します。

(4) 認知症施策の推進

令和4年(2022年)の要介護・要支援認定を受けている高齢者について認知症の日常生活自立度をみると、何らかの支援が必要とされる「Ⅱa」以上の人の割合は、要介護1で47.2%、要介護3で74.2%、要介護5で86.8%と、介護度が上がるほど高くなっています。

高齢化の進展に伴い認知症高齢者は今後増加することも考えられ、町を挙げて認知症を理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る体制を充実させるよう施策を推進します。

①認知症初期集中支援チームの設置

■ 内容

認知症の初期の支援を包括的に行う認知症初期集中支援チームを設置し、専門機関における認知症の診断体制を整備して、支援を包括的・集中的に支援を行い、認知症のある方及びそのご家族の自立生活のサポートを行います。



■ 今後の方針

認知症初期集中支援チームの設置を継続し、認知症の方やその疑いのある方に対して、専門機関における支援を包括的・集中的に行います。

②認知症地域支援推進員の配置

■ 内容

地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要として認知症地域支援推進員を配置し、「医療・介護等の支援ネットワークの構築」、「関係機関と連携した事業の企画・調整」、「支援・支援体制構築」が3本柱



■ 今後の方針

認知症地域支援推進員の配置を継続し、認知症の人やその家族の相談支援を行うとともに、医療機関等関係機関へのつなぎや連絡調整などの支援を行います。

③認知症サポーター養成研修

■ 内容

認知症になってもできるだけ長く住み慣れた地域で過ごせるよう、地域の人にも認知症についての正しい知識を普及啓発する必要があります。

そのため、認知症を理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る認知症サポーター養成研修を行っています。

令和4年度からは中高生ボランティアリーダー養成講座の1つとして認知症サポーター養成講座を実施しています。



■ 今後の方針

より多くの認知症サポーターを養成するため、介護保険サービスガイド、町のホームページ及び広報誌で周知を行います。

また、中高生を対象とした認知症サポーター養成講座を継続します。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成研修参加者数（人）	0	17	20	15	15	15
認知症キッズサポーター人数（人）	0	6	6	6	6	6

④チームオレンジの設置検討

■ 内容

チームオレンジは、認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組のことで、認知症サポーターが新たに力をふるう場として期待されています。

チームメンバーになるためには、ステップアップ研修を受講する必要があります。



■ 今後の方針

認知症サポーターが地域において、認知症の人の外出支援、見守り・声掛け、話し相手などの支援を行うためのチームオレンジの設置に向けた検討を行います。

⑤「認知症高齢者等SOSネットワーク」の推進.....

■ 内容

本町では、徘徊などによって家に戻れなくなってしまった認知症高齢者等を地域の力で発見するネットワーク「認知症高齢者等SOSネットワーク」を推進しています。

また、徘徊高齢者を地域で見守れるように反射板ステッカーの配布を行っています。



■ 今後の方針

「認知症高齢者等SOSネットワーク」により、徘徊高齢者の早期発見や事故の防止、介護する家族の安心の確保などに努めます。

⑥認知症カフェへの支援.....

■ 内容

認知症の人やそのご家族が地域住民や認知症の専門家らとの交流を通じて、情報共有や相互理解を深めるための場である認知症カフェを開催する団体の活動を支援しています。



■ 今後の方針

認知症カフェの開催を継続できるよう、周知活動などを通じて側面支援を継続し、認知症の人やそのご家族が情報共有や相互理解を深めるための場づくりを行います。

(5) 生活支援サービスの体制整備

高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくために、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の育成も視野に入れて検討を進めていきます。

①生活支援体制整備協議体

■ 内容

生活支援体制整備協議体は、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体が参画し、情報共有及び連携強化を図るためのネットワークとして定期的な協議を行うものです。

国では、町全体レベルの課題を扱う第1層協議体と、日常生活圏域レベルの課題を扱う第2層協議体という設定がなされており、本町では第1層協議体と第2層協議体を兼ねて位置付けています。



■ 今後の方針

第1層協議体及び第2層協議体として位置付けている地域包括支援センターにより、地域の実情に応じた協議と課題分析、さらには町全体レベルの課題への対策の検討を今後も継続します。

②生活支援コーディネーターの設置

■ 内容

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)は、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行うものです。



■ 今後の方針

地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーターの活動を通じて、生活支援サービスのニーズ把握や担い手の養成・発掘などを推進します。

2 健康づくりの推進

高齢者の健康づくりや介護予防につながるよう、健康増進計画と食育推進計画に基づいて、町民や関係機関と連携し、健康寿命(心身ともに自立して健康的に生きることができる期間)の延伸を図ることを目標に健康づくりの関連施策を実施しています。

(1) 健康診査

①健康診査(特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者健康診査、若年健康診査、基本健康診査)

■ 内容

40～74歳の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病予防に向けた特定健康診査を実施し、75歳以上の後期高齢者については北海道後期高齢者医療広域連合の委託を受け、健康増進に向けた後期高齢者健康診査を実施するものです。

令和4年度より、特定健康診査及び後期高齢者健康診査、若年健康診査の健診受診料を完全無料化とし、被保険者が健康診査を受診しやすい環境づくりを進めてきました。



■ 今後の方針

40歳から74歳までの浜中町国民健康保険の被保険者に対して、特定健康診査を実施し、その結果健康保持に努める必要がある方に対しては特定保健指導を実施します。

また、特定健康診査及び後期高齢者健康診査、若年健康診査の健康診査受診料の完全無料化を継続し受診率の向上を図ります。

さらに、介護予防を推進する観点から、若い世代の健康診査受診を促し、健康づくりへの意識づけを行うとともに、生活習慣病の重症化防止に取り組めます。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健康診査受診者(人)	464	599	530	585	599	612

②がん検診

■ 内容

がんの早期発見・早期治療により死亡率を減少させることを目的として、役場保健集会室をはじめ町内各地区会館や釧路がん検診センターにおいて、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん等のがん検診(集団検診・個別検診)を実施するものです。

令和4年度より、年齢にかかわらず胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診を無料化とし、がん検診を受診しやすい環境づくりを進めてきました。



■ 今後の方針

がん検診実施のための指針に基づき、検診内容の充実を図ります。

また、受診しやすい検診体制の整備や、未受診者、要精密検査対象者への受診勧奨に努めるとともにがん検診の無料化を継続し、受診率の向上を図ります。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん検診受診者(人)	266	381	350	380	380	380
大腸がん検診受診者(人)	346	472	460	470	470	470
肺がん検診受診者(人)	389	550	510	530	530	530
子宮頸がん検診受診者(人)	94	113	100	100	100	100
乳がん検診受診者(人)	113	126	110	120	120	120

③成人歯周疾患検診

■ 内容

口腔の健康の保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図ることを目的として、歯及び歯周組織等の検査、保健指導を行います。



■ 今後の方針

健康増進法に基づき、40歳、50歳、60歳、70歳の町民を対象に、歯周疾患検診を継続実施します。また、未受診者への受診勧奨に努め、受診率の向上を図ります。

(2) 健康教育

■ 内容

生活習慣病の予防、介護予防等の観点から正しい知識の普及啓発を図り、町民一人ひとりが主体的に健康づくりを進めていけるよう、セルフケアの推進を図り、きめ細かな支援を実施します。



■ 今後の方針

健康長寿を目指し、町民が健康に関する正しい知識に基づき主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、効果的な健康教育の実施を図ります。

(3) 健康相談

■ 内容

特定健康診査後の特定保健指導や健康教室等と合わせて、健康に関する相談を随時実施するものです。



■ 今後の方針

これまでの実施内容を継続しながら、関係機関との調整を行い、町内各地において様々な機会を活用し、適切な相談の実施を図ります。

(4) 訪問指導

■ 内容

生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、個別に家庭訪問し、必要な指導・助言を行うものです。



■ 今後の方針

これまでの実施内容を継続し、訪問の頻度等、関係機関と連絡調整しながら、効果的な実施を図ります。

(5) 健康づくりに関する組織活動

①食生活改善推進協議会.....

■ 内容

食生活改善推進協議会は、食生活改善を中心とした健康づくりを推進するための地区別組織活動を行っています。

活動内容としては、栄養、食生活改善の普及啓発事業(広報への掲載等)及び地域のボランティア活動(わくわくクッキング)への協力等様々な活動を行っています。



■ 今後の方針

これまでの実施内容を継続し、食生活改善運動の輪を広げ、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を目的として活動します。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数(人)	10	8	8	7	7	7
活動回数(回)	14	17	17	17	17	17

②ワクワク健康クラブ.....

■ 内容

ワクワク健康クラブは、介護予防を中心とした健康増進と体力づくりを推進するための地区組織活動を展開しています。

活動内容としては、町の介護予防事業である「ハツラツ倶楽部わっはっは」や「ほのぼのクラブ」など介護予防のための通いの場の運営や、地域での健康教室の協力等が挙げられます。



■ 今後の方針

これまでの実施内容を継続し、高齢者の健康づくりを支えるサポーターと地域包括支援係が連携して介護予防に取り組めます。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「ハツラツ倶楽部わっはっは」活動回数(回)	22	24	24	24	24	24
「ほのぼのクラブ」活動回数(回)	19	22	22	22	22	22

(6) 精神保健相談（心の健康相談）

■ 内容

精神疾患や認知症の患者及びその可能性のある高齢者とその家族を対象に、精神保健に関する相談対応を随時実施するものです。



■ 今後の方針

これまでの実施内容を継続し、精神保健に関する相談や相談窓口の周知を定期的に実施します。

3 自立支援・重度化防止の推進

介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みを中心に、高齢者の自立支援や要介護状態になった場合でも重度化を防止する取組を進めます。併せて、介護保険サービスの円滑な提供と適切な事業運営を図る取組を進めます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

■ 内容

要支援者等のうち、閉じこもりや認知症、うつ等のおそれがある(又はこれらの状態にある)高齢者を中心として、通所による介護予防サービスの実施が困難である高齢者を対象に状況に応じた介護予防ケアプランを作成し、日常生活上の支援や、保健師等の訪問による生活機能に関する問題の総合的把握や、必要な相談・指導を行うものです。



■ 今後の方針

本町では従前の介護予防訪問介護相当のサービスを引き続き実施します。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	3	2	2	4	4	4

②通所型サービス

■ 内容

要支援者等を対象に、介護予防を目的とした通所による「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「閉じこもり・認知症・うつ予防」等に効果があると認められる事業を実施します。



■ 今後の方針

本町では従前の介護予防通所介護相当のサービスを引き続き実施します。また、対象者それぞれの状況に応じた介護予防事業を紹介し、機能訓練等の実施の際には、プログラムに沿った実施状況を把握し、無理なく安全で楽しく参加できるよう支援に努めます。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	12	14	12	10	10	10

③生活支援サービス.....

■ 内容

要支援者のみならず、全ての高齢者を対象に栄養改善や見守りなどの生活支援を提供するものです。

本町では平成30年度(2018年度)より配食サービス(お弁当の宅配)を開始し、配達時に安否確認も併せて行っています。



■ 今後の方針

配食サービスの利用相談があることから、サービスの認知は進んできていると考えられます。そのため、今後も配食サービスの周知活動を継続するとともに、配食サービスを必要としているにもかかわらず、配達時間などが理由となって配食サービスを利用していない方に向けた対応を検討します。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	18	26	28	30	30	30

(2) 一般介護予防事業

町内で生活する全ての高齢者を対象に、地域の高齢者が自主的な介護予防に向けた取組を行う地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及・啓発を行うものです。

①介護予防把握事業.....

■ 内容

65歳以上の高齢者を対象に、地域での保健福祉活動、関係機関からの連絡をもとに心身の状況を把握し、介護予防事業の対象者を選定するものです。



■ 今後の方針

地域包括支援センターにおいて関係機関から収集した情報を活用して、閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげます。

②介護予防普及啓発事業.....

■ 内容

高齢者やその家族を対象に、介護予防に向けたパンフレットの配布や健康教室の実施等により基本的な知識や技術の普及・啓発を行うものです。



■ 今後の方針

介護予防啓発のため、広報誌やパンフレット等を活用した基本的知識の普及啓発を継続します。

また、介護予防や健康づくりに関する各地区老人クラブを対象とした健康教室を開催するとともに、町内で生活する60歳以上の方を対象とした「ハツラツ倶楽部わっはっは」や「ほのほのクラブ」を実施するなど、高齢者自身が介護予防に向けて自主的な取組ができるよう支援を行います。

また、介護予防教室への参加者は固定化がみられるため、外部講師を招聘するなど、介護予防教室へ参加したことのない方への参加意欲を高めるための取組を推進します。

③地域介護予防活動支援事業.....

■ 内容

高齢者やその家族を対象に、介護予防に関するボランティア等の人材育成や地域活動の団体等の育成・支援を行うものです。



■ 今後の方針

本町においては、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を目指し、町内の各地域で活動しているサポーターグループやボランティア組織等に、介護予防活動に必要な知識や情報の提供等を図ります。

④一般介護予防事業評価事業.....

■ 内容

介護予防を効果的かつ効率的に実施するため、一般介護予防事業の達成状況や事業の進め方、効果等を測定・評価し、検証を行うものです。



■ 今後の方針

本町においては、事業の実施状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価し、より効果的な施策展開につなげます。

(3) 介護保険サービスの円滑な提供

①介護給付適正化事業.....

■ 内容

介護給付費が適正に支給されているか、効果のある介護サービスが行われているか等の状況を正確に把握し、透明性が高く公正で効率の良い制度の運用を図るものです。

介護サービス事業者の事業内容の把握や関係機関の連携強化を図り、統計的な分析等を行うことにより、幅広い視点から介護保険事業の適正化を推進します。



■ 今後の方針

国では介護給付適正化に関して、主要5事業を以下の主要3事業に再編しました。

①要介護認定の適正化

②ケアプラン等の点検(住宅改修等の点検を含む)

③医療情報との突合・縦覧点検

本町では、上記3事業について適切に対応を行い、介護給付の適正化を推進します。

■ 要介護認定の適正化

○遠隔地を除き、直営で調査を実施し、全ての調査票について事後点検を行います。

○委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、町による点検を実施します。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

■ ケアプラン等の点検

○主任介護支援専門員(町職員)によるケアプランの内容確認・点検を全件について行います。

○施工前の工事見積書、竣工後写真等により、住宅改修の施工状況を点検します。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの点検	57	60	60	60	60	60
住宅改修等の点検	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

■ 縦覧点検・医療情報との突合

- 縦覧点検を国保連に委託し、国保連から提供されるデータをもとに重複請求縦覧チェック一覧表、算定期間回数制限チェック一覧表について毎月実施します。
- 医療情報との突合を国保連に委託し、国保連から提供されるデータをもとに毎月実施します。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検・医療情報との突合（回）	12	12	12	12	12	12

②介護・介護予防サービスに関する情報の提供.....

■ 内容

介護保険制度の趣旨の徹底や必要な情報の提供、適切なサービスを提供できる環境の整備を行うものです。



■ 今後の方針

介護・介護予防サービスの適切な利用を促進するため、広報誌やパンフレット等を通じて町民に対して制度の内容について周知を図るとともに、地域包括支援センター及びケアマネジャーによって利用者がサービスを選択するために必要な情報の提供を行います。

③相談及び苦情処理体制の確立.....

■ 内容

介護サービス利用者や家族などの、サービス利用にあたっての不安・不満又は疑問の解消を図っていくものです。



■ 今後の方針

保険者として、介護サービス利用者等からの相談、苦情処理体制の確立を図るとともに、サービス事業者（居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所を除く）の指導・監督を行う北海道及び国民健康保険団体連合会と連携を図り、苦情の対応及び解決に努めます。

④質の高いサービスの確保

■ 内容

サービスの提供状況の把握に努めるとともに、サービス事業者の資質向上を目的とした各種研修会等を実施し、均一で質の高いサービスの確保を図るものです。



■ 今後の方針

サービス内容のチェック、評価及び調整や利用者へのアンケート調査の実施、その結果を受けてサービス事業者やケアマネジャーへの指導等、関連する事業者や各種団体と連携体制により、質の向上に向けた、より効果の高い支援を推進します。

⑤ケアマネジャーの資質向上

■ 内容

利用者の介護サービス計画を作成し、継続的な管理(モニタリング)を行うケアマネジャーは介護保険事業運営の要であり、その育成は北海道が行うこととされています。



■ 今後の方針

保険者として可能な取組を検討し、ケアマネジャーがケアマネジメント業務を安心して行える環境づくりに努めます。

⑥サービス事業者との連携体制の整備

■ 内容

介護保険事業が利用者本位の制度として円滑に機能するためには、保険者とサービス事業者との連携や、サービス事業者間の連携が図られることが重要です。



■ 今後の方針

町と事業者、事業者間の連携体制の整備を図り、サービスが円滑に提供できる環境づくりを推進します。

⑦介護人材の確保

■ 内容

介護職員の雇用及び処遇改善を推進し、人材の確保と働き続けられる環境の整備を行うものです。



■ 今後の方針

浜中町が実施する福祉職修学資金貸付制度並びに介護職員志願者支援支給事業、特殊業務手当の改定、介護職員処遇改善加算等の人材確保に関する補助について、引き続き支援するとともに、北海道の内外を問わず学校等に対して制度の周知を図ります。

また、隔年実施していた介護職員初任者研修は、令和4年度から研修受講を希望する方を対象とした受講料の補助制度に移行しており、今後もこの制度を継続します。

⑧介護現場の生産性向上

■ 内容

介護現場の生産性向上に向け、ICTの活用を含めた先進技術の導入支援の検討や文書負担軽減に向けた取組を行うことが国の方向性として示されています。



■ 今後の方針

国の動向や他自治体の事例等を参考に、介護サービス事業所における文書負担軽減や先端技術の導入支援に向けた検討を進めます。

4 高齢者福祉の推進

(1) 社会参加と生きがいづくり

① 高齢者の生きがいづくり

■ 内容

今後は、元気な高齢者が社会に参加することで自助的な介護予防につながることや、高齢者自身が地域の支え合いの担い手となっていくことが期待されています。本町では高齢者の生きがいづくりや社会参加の場の一つとして、老人クラブが様々な活動を行っています。

コロナ禍の影響により、老人クラブ会員の減少があるほか、活動にも停滞傾向がみられる状況となっています。



■ 今後の方針

老人クラブが高齢者の積極的な交流や相互の生活支援を行い、高齢者同士の支え合いの場として活動を続けられるよう、活動の支援を推進します。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ数（クラブ）	14	13	13	13	13	13
会員数（人） ※概数	440	383	351	333	323	316

(2) 介護保険以外の福祉サービス

① 高齢者等紙おむつ購入助成事業

■ 内容

身体の障がい及び疾病等で日常的に紙おむつ等の使用を必要とする65歳以上の高齢者等に対し、紙おむつ等の購入費の一部を助成することにより、該当世帯の負担の軽減を図っています。



■ 今後の方針

これまでの実施内容を継続し、該当世帯の経済的負担の軽減に努めます。また、新たな要介護認定者とその家族に対して制度の内容を説明し、公平に助成が受けられるよう努めます。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	31	29	22	29	29	29

②日常生活用具貸付事業.....

■ 内容

寝たきり、一人暮らし、その他貸付を必要と認める世帯を対象として、特殊寝台や歩行器など日常生活用具を貸し付けるものです。



■ 今後の方針

長期的な貸し出しを受けている方がみられることや、介護保険制度に基づく福祉用具貸与の利用者との公平性を担保するため、事業の要件について検討を進めます。

また、事業の継続に向けて貸し出し用の日常生活用具の充実を図ります。

③T字ステッキ給付事業.....

■ 内容

65歳以上で日常生活において歩行に障がいがあり、用具の必要性が認められる高齢者を対象に、T字ステッキを給付しています。



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

④認知症高齢者介護手当支給事業.....

■ 内容

在宅の認知症高齢者の介護に対し、その労をねぎらうため介護手当(月額10,000円)を支給します。



■ 今後の方針

現在は認知症認定基準の検査結果が単一の検査方法の結果を用いるように規定しており、他の検査方法による結果では認定されないことから、支給要件に不公平が生じる懸念があります。

そのため、支給要件の公平性の担保に向けて、認定基準の改正を検討します。

⑤在宅重度障害者等福祉介護手当支給事業.....

■ 内容

在宅の重度障がい者や寝たきり高齢者を介護している方に対し、その労をねぎらうため介護手当(月額10,000円)を支給します。



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

⑥福祉灯油購入助成事業.....

■ 内容

高齢者世帯、重度障がい者世帯及びひとり親世帯の低所得世帯に対し、冬期間の暖房費の一部として1世帯あたり100リットルの助成券を交付します。



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

⑦高齢者バス等利用助成事業.....

■ 内容

在宅の70歳以上の高齢者を対象に積極的な社会参加を促進するとともに、健康の維持増進を図り経済的な支援を目的に10,000円相当の回数券を交付するものです。



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

⑧布団乾燥殺菌消毒サービス事業.....

■ 内容

布団干しなどの寝具の衛生管理が困難な方に対し、寝具の丸洗い乾燥殺菌消毒を行います。(1回3,000円)



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

⑨短期宿泊事業

■ 内容

寝たきり高齢者、認知症高齢者等を介護している方が特別の理由により在宅における介護が困難となった場合に、特別養護老人ホーム等の空き部屋を活用して短期的に宿泊し、介護者及びその家族の介護負担を軽減する事業です。



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	1	0	1	1	1	1

⑩高齢者等除雪サービス事業

■ 内容

除排雪が困難な世帯のため、20cm以上の積雪で住宅から生活道路までの除雪を行います。



■ 今後の方針

除雪サービス事業の委託先である高齢者事業団の人員不足により、対応できない地域がでてきている状況にあります。

高齢者事業団の人員確保に向けた今後の対応を検討します。

⑪自立生活支援サービス事業

■ 内容

在宅の高齢者が自立した生活の継続が可能となるとともに、要介護状態への進行を防止するため、居宅に自立生活支援ヘルパーを派遣し、基本的な生活習慣を習得するための支援・指導、軽易な日常生活上の援助そのほかを行うものです。



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録人数（人）	19	14	10	10	10	10
利用時間（時間）	145	128	132	130	130	130

⑫外出支援サービス事業.....

■ 内容

移送用車両により、対象者の居宅から町内の医療機関、在宅福祉サービスを提供する場所その他これに準ずるものと認められる場所及び施設までの間を送迎するものです。



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

指標	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録人数（人）	78	84	74	80	80	80
利用時間（時間）	423	433	456	450	450	450

⑬緊急通報システム事業.....

■ 内容

在宅の高齢者等に対し、急病・災害等の緊急時の連絡及び援助体制を確立するとともに、日常生活における相談受付を行うことにより、不安の解消を図る事業です。



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

5 高齢者の安全と安心の確保

(1) 高齢者の権利擁護

①虐待防止対策

■ 内容

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、第三者が虐待を発見した場合の市町村への通報が義務化され、市町村は重大な虐待のおそれがある場合の家庭内への立ち入り調査や生命への危険性が認められた場合の一時保護等の措置を行うこととされています。

この法の考え方に基づき、高齢者を家族や介護事業者等の介護者による虐待から守るものです。



■ 今後の方針

高齢者への虐待行為を防止するために、介護者が高齢者虐待に至らないように、家族介護支援や各種相談事業により、心身の負担軽減を推進します。

また、「高齢者等見守りネットワーク」により、地域の様々な団体や事業所、町民一人ひとりがネットワークをつくることで、虐待の早期発見に努め、地域において高齢者が安心して暮らせる環境づくりを目指します。

高齢者への虐待が発見された場合には、「高齢者虐待対応支援マニュアル」に沿って対応を行います。

②権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

■ 内容

権利擁護を必要としている人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた新たな仕組みとして「中核機関」「協議会」「チーム」を構成要素とする権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が求められています。



■ 今後の方針

中核機関として、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備するための検討を進めます。

③成年後見制度の利用促進

■ 内容

心身機能が低下している高齢者や認知症等によって判断能力の十分ではない高齢者は、サービスの利用や財産管理などで、生活上の様々な権利侵害や虐待を受けることも想定されるため、これらの高齢者の権利や財産などを守るための支援が必要です。

このような高齢者を支援するため、成年後見制度の利用支援など権利擁護事業を進めています。



■ 今後の方針

判断能力が衰えた高齢者が地域や家庭において、安心して生活ができるよう、成年後見制度の周知に努めるとともに、相談事業や利用支援事業により利用促進を図ります。

(2) 災害時・緊急時の支援

①防災に関する周知・啓発

■ 内容

災害に対する備えを町民ひとり一人が正しく理解するとともに、災害時の行動が正しくとれるよう、防災・減災に関する情報を提供します。



■ 今後の方針

自助・共助による防災・減災を推進するため、はまなか防災マップや指定避難所等の災害に関連する情報を町ホームページや広報誌などの様々な媒体を用いて情報提供します。

②避難行動要支援者台帳の整備

■ 内容

緊急時や災害時に備えるため、避難時に支援を必要とする方々の情報を避難行動要支援者台帳に登録し、日常の見守りや災害時の支援に活用します。



■ 今後の方針

避難行動要支援者台帳を適宜更新し、関係機関や団体と情報を共有することで、緊急時の支援体制を整備します。

また、これらの避難行動要支援者が緊急時に避難するための計画の策定を推進します。

③災害時の支援体制整備.....

■ 内容

浜中町地域防災計画に基づき、災害発生時の連絡方法の確保や避難所運営ルールの整備、必要な資機材の計画的な整備を行います。



■ 今後の方針

これまで、指定避難所における生活環境の向上や資機材や備蓄品の整備を計画的に進めており、これらの取組を今後も継続することで、災害発生時の対応能力の充実を図ります。

(3) 感染症対策に係る体制整備

■ 内容

新型コロナウイルスのように今後も新たな感染症が発生する可能性は否定することができません。そのため、コロナ禍を通じて得られた感染症に対応するための知識や経験をもとに、今後も新たな感染症に応じた適切な対策が必要となります。



■ 今後の方針

国や道、保健所等からの情報提供を行うとともに、広報誌等を活用した感染拡大防止の周知を行うとともに、ワクチン接種などの感染予防対策を推進します。
また、感染症流行時に避難が必要な状況となった場合は、各避難所等で適切な感染防止対策を実施できるよう日頃からの備えを行います。

(4) 犯罪対策の推進

■ 内容

高齢者を対象とした犯罪の防止のために、該当する犯罪の内容や不審者等の情報を高齢者やその家族、地域住民に広報し、防犯意識の向上を図ります。
また、被害に遭った高齢者の救済のために、関係機関と連携し、生命や財産の保全、犯罪の早期解決に向けた支援を図ります。



■ 今後の方針

引き続き、防犯意識の向上、被害に遭った高齢者への支援体制づくりを推進します。
また、近年増加している特殊詐欺に関して、近隣町村で予兆電話があったときには防災行政無線や自治会配布などで住民に注意を呼び掛ける取組も継続します。

(5) 居住環境の整備

■ 内容

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護保険やその他の福祉サービスの充実とともに、安心して安全に生活できる生活環境づくりが大切です。

また、現在は健康でも、将来の生活に不安がある一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯には、「サービス付き高齢者向け住宅」への入居という選択肢もあります。

高齢者居住安定法に基づく、バリアフリー仕様や緊急時の対応体制を備え、道に登録された高齢者向けの賃貸住宅です。



■ 今後の方針

町内の居住環境の1つとして浜中町公営住宅等長寿命化計画に基づいて公営住宅の適切な維持管理や整備を推進します。

また、「サービス付き高齢者向け住宅」や「有料老人ホーム」については町内に整備されていませんが、北海道の指定を受けた住宅は介護保険の居宅サービスの給付を受けられることから(住所地特例の対象)、町外の住宅であってもその設置状況などについて、事業者及び北海道との連携を図ることにより制度の適切な運用を図ります。

第5章 介護保険事業の見込み

1 介護保険事業の制度改革について

(1) 介護報酬の改定

今回の制度改革では、第1号被保険者の保険料負担率(23.0%)の見直しは行われませんが、介護報酬の引き上げ(+1.59%)が予定されています。

このうち、0.98%が介護職員の処遇改善部分に充てられ、残り0.61%が実質的なサービスの改定となっており、居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどは令和6年6月に改定が施行され、他のサービスは令和6年4月から施行されます。また、この改定により特定入所者介護サービス費等給付額及び高額介護サービス費等給付額にも影響があります。

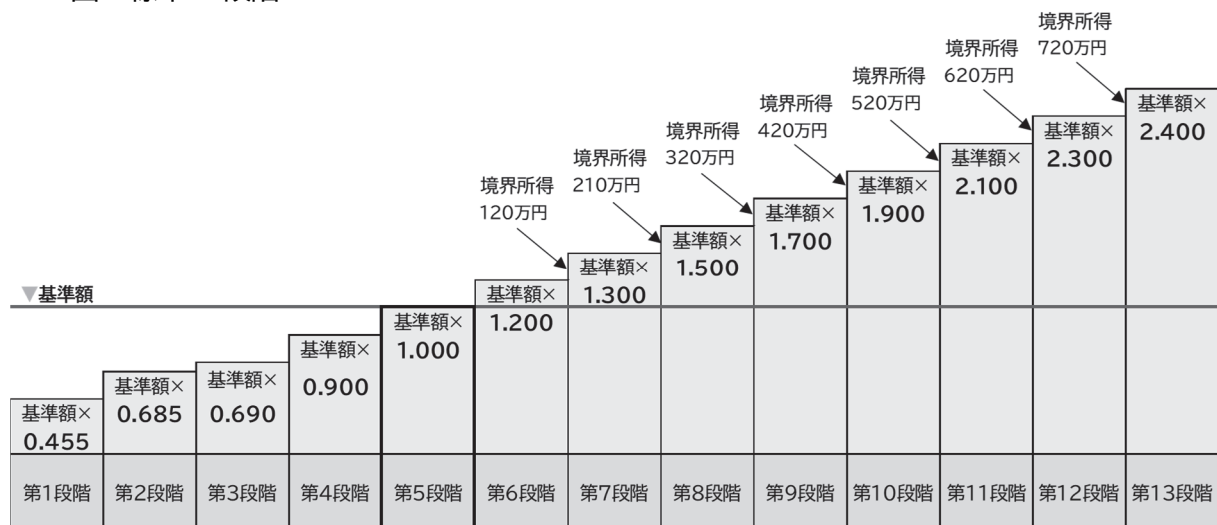
(2) 保険料段階及び基準所得金額等の変更

今後の介護給付費の増加を見据え、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、標準段階9段階から13段階への多段階化が実施されます。

この見直しにより高所得者の標準乗率(保険料基準額に対する各段階別保険料の割合)の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げが行われ、第1号被保険者間での所得再分配機能が強化されます。併せて、第1段階から第3段階の低所得者層に対しては公費による軽減強化も実施されます。

本町では全計画期間において国の標準9段階を適用して介護保険料を算定しており、今回も国の標準13段階に合わせた多段階化を行います。

■ 国の標準13段階



2 将来フレーム

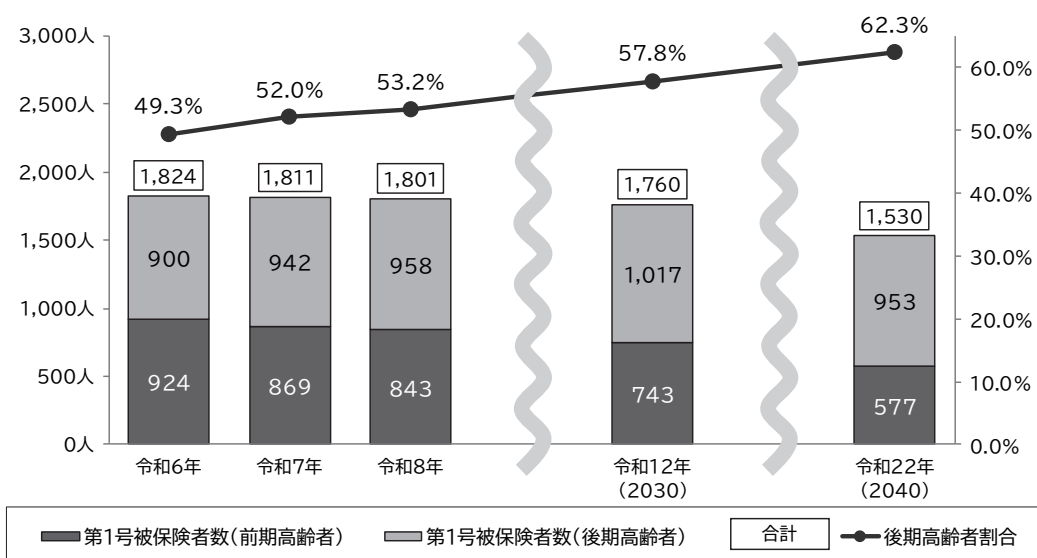
(1) 第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数は住民基本台帳や国勢調査の人口とは定義上も異なりますが、本町においてはその差異がわずかであることから、これまでの本町の人口実績(住民基本台帳)からコーホート変化率法³を用いて行った将来人口推計の結果をもとに、過去6年間の第1号被保険者数と住民基本台帳人口の差異を加味して第1号被保険者数の推計とします。

第1号被保険者数(65歳以上の高齢者人口)は、本計画期間中はわずかに減少すると予測されますが、令和12年(2030年)には1,760人、令和22年(2040年)には1,530人へ減少すると見込まれます。

第1号被保険者に占める後期高齢者割合もそれに応じて将来的に上昇すると予測されます。

▼ 第1号被保険者数の推計



資料:住民基本台帳(各年9月末)、平成30～令和5年の実績値よりコーホート変化率法で推計

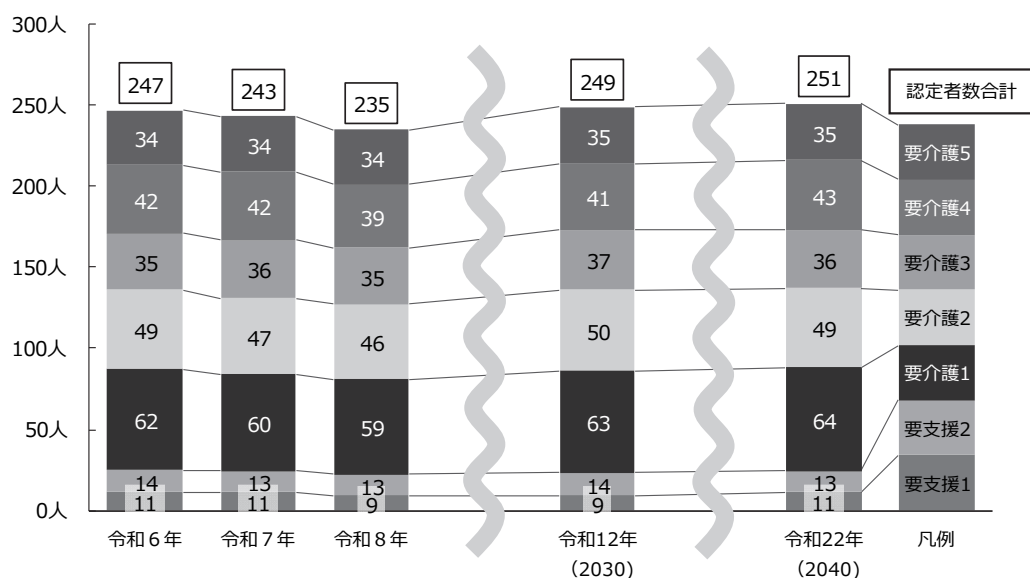
3 コーホート変化率法:「コーホート」とは年齢階級のことで、「コーホート変化率法」は、あるコーホートの一定期間における人口の変化率をその地域の年齢別人口変化の特徴と捉え、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

(2) 要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計は、要介護度別、性・年齢別の認定率の実績を考慮して推計しました。

認定者数の総数は本計画期間中の令和6年(2024年)から令和8年(2026年)にかけて減少し、その後は増加に転ずると見込まれます。

▼ 要支援・要介護認定者数の推計

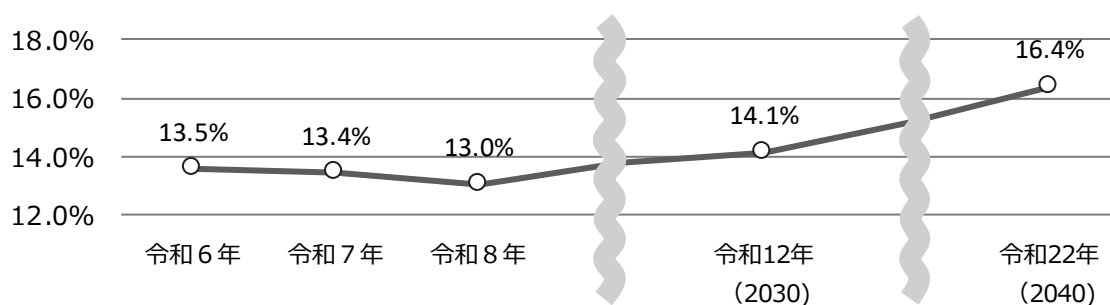


資料:地域包括ケア「見える化」システムにより推計

(3) 認定率の推計

第1号被保険者数と認定者数の推計から認定率を予測すると、令和8年(2026年)までは下降し、令和22年(2040年)までの長期予測では、認定者は減少するものの、高齢者人口の減少により認定率は上昇することが見込まれます。

▼ 認定率の推計(第1号被保険者)



資料:地域包括ケア「見える化」システムにより推計

3 サービス見込量の推計

(1) 居宅サービスの実績と見込み

在宅での介護を中心にしたサービスです。利用者は、介護支援専門員(ケアマネジャー)等と相談し、作成された居宅サービス計画に従ってサービスを利用します。

①訪問介護

ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護や、そのほか日常生活上の援助を行うサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	利用者数(人)						
	39	35	33	30	30	30	31

②訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、医師の判断に基づき、看護師などが要介護者の居宅を訪問し、療養上の指導と診療の補助を行うサービスです。

介護予防訪問看護は、要支援者の居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防 給付	利用者数(人)						
	1	1	1	1	1	1	1
介護 給付	利用者数(人)						
	8	9	13	11	11	11	12

③訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士が要介護者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを行うサービスです。

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者の居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防 給付	利用者数(人)						
	3	2	2	1	1	1	1
介護 給付	利用者数(人)						
	15	15	12	13	13	13	13

④居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師や歯科医師、薬剤師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

介護予防居宅療養管理指導は、要支援者の居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防 給付	利用者数(人)						
	1	1	1	2	2	2	2
介護 給付	利用者数(人)						
	7	6	10	10	10	10	10

⑤通所介護

通所介護は、要介護者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)やデイサービスセンターなどに通って、入浴、排泄等の介護や食事、その他の日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。

介護予防通所介護は平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	利用者数(人)						
	51	50	50	50	50	50	49

⑥通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、要介護者が介護老人保健施設や医療機関などに通って、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者が介護老人保健施設や医療機関などに通って、介護予防を目的として受けるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防 給付	利用者数(人)						
	1	0	1	1	1	1	1
介護 給付	利用者数(人)						
	13	13	13	13	13	13	13

⑦短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護.....

短期入所生活介護は、要介護者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護、そのほか日常生活上の支援を受けるサービスです。

介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防 給付	利用者数(人)						
	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	利用者数(人)						
	7	8	12	11	11	11	11

⑧短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護.....

短期入所療養介護は、要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を受けるサービスです。

介護予防短期入所療養介護は、要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防 給付	利用者数(人)						
	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	利用者数(人)						
	1	1	2	1	1	1	1

⑨福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者が日常生活を送る上で必要とする「車イス」や「特殊ベッド」などの用具を貸与するサービスです。

介護予防福祉用具貸与は、要支援者に対して、福祉用具のうち介護予防の補助となる用具を貸与するサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防 給付	利用者数(人)						
	4	2	4	4	4	4	4
介護 給付	利用者数(人)						
	59	57	59	60	60	60	62

⑩特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

特定福祉用具購入費は、「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」など貸与になじまない排泄や入浴に使用する特定福祉用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

特定介護予防福祉用具購入費は、要支援者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

(単位:人/年)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防 給付	利用者数(人)						
	0	0	1	1	1	1	1
介護 給付	利用者数(人)						
	1	1	1	1	1	1	1

⑪住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修は、「手すりの取付け」、「段差の解消」、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」、「引き戸等への扉の取替え」、「洋式便器等への便器の取替え」、その他これらの工事に付帯して必要となる住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

介護予防住宅改修は、要支援者が住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

(単位:人/年)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防 給付	利用者数(人)						
	0	0	1	1	1	1	1
介護 給付	利用者数(人)						
	1	1	1	1	1	1	1

⑫特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、要介護者がサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、ケアハウス等の特定施設において、サービス計画に基づき入浴や排泄、食事等の介護、そのほか日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

介護予防特定施設入所者生活介護は、要支援者が特定施設(介護専用型特定施設を除く)において、介護予防を目的として受けるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防 給付	利用者数(人)						
	2	1	1	1	1	1	1
介護 給付	利用者数(人)						
	15	17	18	18	18	18	18

⑬ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス（施設サービスを除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスです。

介護予防支援は、要支援者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスで、包括的なケアマネジメントは地域包括支援センターで行います。

（単位：人／月）

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防 給付	利用者数（人）						
	8	5	7	7	7	7	7
介護 給付	利用者数（人）						
	102	95	93	93	93	93	100

(2) 地域密着型サービスの実績と見込み

地域密着型サービスは、町が事業所の審査・指定・指導監督を行い、原則として、住所地の被保険者のみが利用できます。本町でのサービスは、「認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護」のみですが、住所地特例制度により、他の市町村でそれ以外のサービスを利用している方がいます。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護給付	利用者数(人)						
	3	2	2	3	3	3	3

②地域密着型通所介護

社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、デイサービスなどに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護給付	利用者数(人)						
	4	3	0	0	0	0	0

③小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、1つの事業所から通所サービス、訪問サービス及び宿泊サービスを必要に応じて組み合わせて受けることができるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防 給付	利用者数(人)						
	1	1	1	1	1	1	1
介護 給付	利用者数(人)						
	1	1	2	2	2	2	2

④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護.....

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が共同生活を営む住居(グループホーム)において、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の要支援者が共同生活を営む住居において、介護予防を目的として入浴や食事の提供などの日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防 給付	利用者数(人)						
	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	利用者数(人)						
	9	9	8	9	9	9	9

(3) 施設サービスの実績と見込み

施設サービスには、3種類の施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)があります。

①介護老人福祉施設.....

介護老人福祉施設は、居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練等を受けられます。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	利用者数(人)						
	49	52	51	51	51	51	52

②介護老人保健施設.....

介護老人保健施設は、症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護及び医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他日常生活上の支援等を受けられます。

(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	利用者数(人)						
	14	15	19	20	20	20	21

③介護医療院.....

病状が安定期にあるものの長期にわたる療養が必要な要介護者に対して、医療及び介護を一体的に提供するサービスです。現在、介護療養型医療施設(療養病床等)としての提供ですが、令和7年度(2025年度)までに介護医療院への移行が行われることになります。

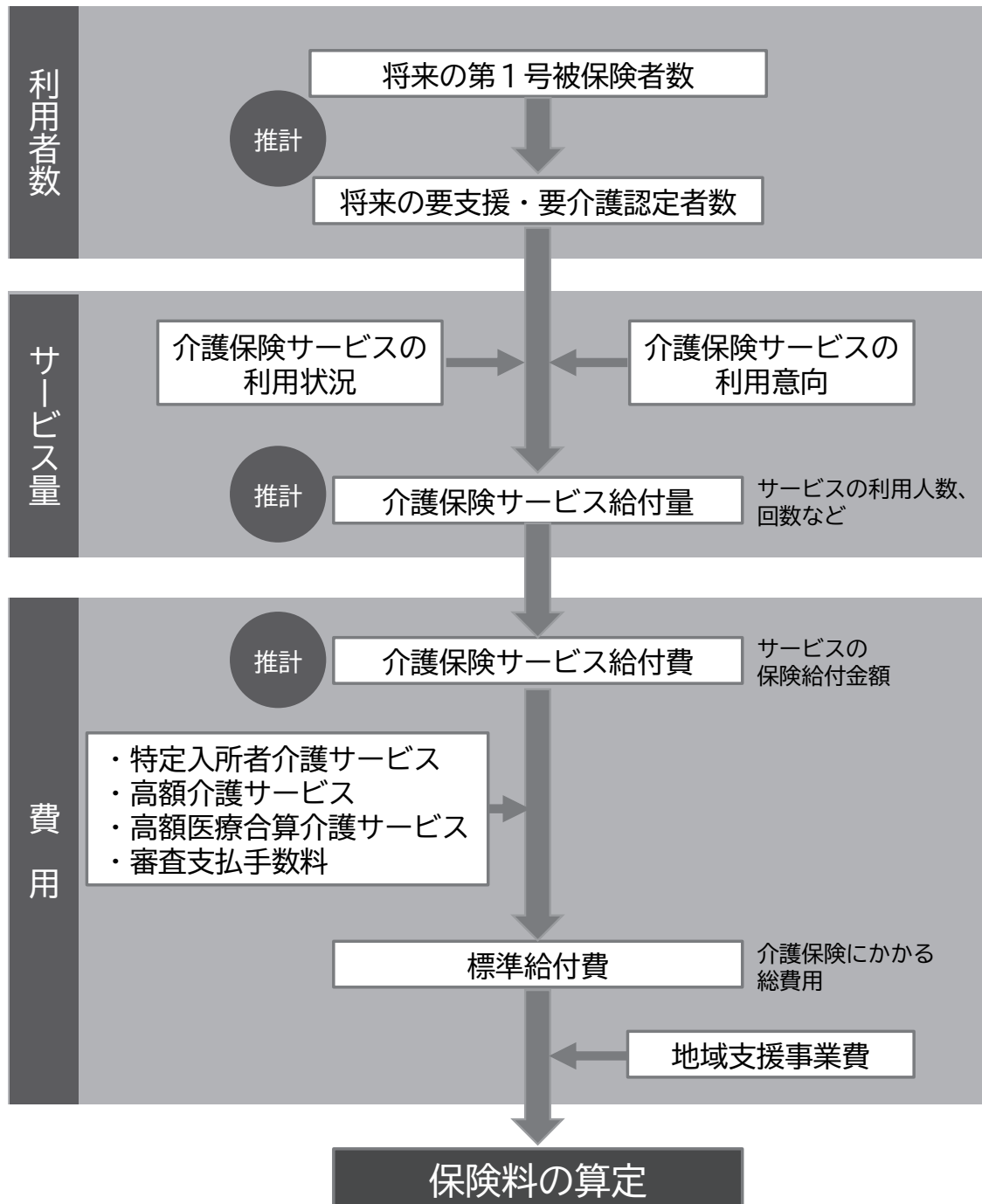
(単位:人/月)

実績・計画	第8期実績			第9期計画			第14期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	利用者数(人)						
	0	0	0	0	0	0	0

4 介護保険料の推計

(1) 介護保険料の算定方法

介護保険料は、要介護認定者数等の推計をもとに、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量(利用見込み量)を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。



(2) 介護予防サービス給付費

(単位:給付費/千円(年間)、人数・回数/人・回(月間))

サービス種類		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
(1)居宅サービス					
介護予防訪問看護	給付費	115	115	115	115
	回数	2.0	2.0	2.0	2.0
	人数	1	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	580	581	581	581
	回数	17.1	17.1	17.1	17.1
	人数	1	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	給付費	152	152	152	152
	人数	2	2	2	2
介護予防通所リハビリテーション	給付費	478	479	479	479
	人数	1	1	1	1
介護予防短期入所生活介護	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	241	241	241	241
	人数	4	4	4	4
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	150	150	150	150
	人数	1	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費	300	300	300	300
	人数	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	753	754	754	754
	人数	1	1	1	1
給付費小計		2,769	2,772	2,772	2,772
(2)地域密着型サービス					
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	485	486	486	486
	人数	1	1	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
給付費小計		485	486	486	486
(3)介護予防支援	給付費	387	387	387	387
	日数	7	7	7	7
介護予防サービスの総給付費		3,641	3,645	3,645	3,645

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(3) 介護サービス給付費

(単位:給付費/千円(年間)、人数・回数/人・回(月間))

サービス種類		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
(1)居宅サービス					
訪問介護	給付費	29,718	29,755	29,755	30,924
	回数	1,077.9	1,077.9	1,077.9	1,119.6
	人数	30	30	30	31
訪問看護	給付費	4,326	4,332	4,332	4,704
	回数	50.2	50.2	50.2	54.9
	人数	11	11	11	12
訪問リハビリテーション	給付費	6,625	6,634	6,634	6,634
	回数	203.8	203.8	203.8	203.8
	人数	13	13	13	13
居宅療養管理指導	給付費	814	815	815	815
	人数	10	10	10	10
通所介護	給付費	24,163	24,193	24,193	23,672
	回数	292.2	292.2	292.2	285.9
	人数	50	50	50	49
通所リハビリテーション	給付費	5,807	5,815	5,815	5,815
	回数	66.7	66.7	66.7	66.7
	人数	13	13	13	13
短期入所生活介護	給付費	10,111	10,124	10,124	10,124
	回数	130.3	130.3	130.3	130.3
	人数	11	11	11	11
短期入所療養介護	給付費	1,076	1,078	1,078	1,078
	回数	10.0	10.0	10.0	10.0
	人数	1	1	1	1
福祉用具貸与	給付費	8,537	8,537	8,537	8,536
	人数	60	60	60	62
特定福祉用具購入費	給付費	400	400	400	400
	人数	1	1	1	1
住宅改修	給付費	1,782	1,782	1,782	1,782
	人数	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費	36,021	36,067	36,067	36,067
	人数	18	18	18	18
給付費小計		129,380	129,532	129,532	130,551

サービス種類		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
(2)地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	7,898	7,908	7,908	7,908
	人数	3	3	3	3
地域密着型通所介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費	3,380	3,384	3,384	3,384
	人数	2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護	給付費	27,016	27,050	27,050	27,050
	人数	9	9	9	9
給付費小計		38,294	38,342	38,342	38,342
(3)施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費	158,809	159,010	159,010	162,244
	人数	51	51	51	52
介護老人保健施設	給付費	57,732	57,805	57,805	60,607
	人数	20	20	20	21
介護医療院(介護療養型医療施設)	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
給付費小計		216,541	216,815	216,815	222,851
(4)居宅介護支援	給付費	14,448	14,466	14,466	15,566
	人数	93	93	93	100
介護サービスの総給付費		398,663	399,155	399,155	407,310

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(4) 介護給付費・介護予防給付費

介護給付費及び介護予防給付費からなる総給付費の見込みは下記のとおりです。

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防給付				
介護予防サービス	2,769	2,772	2,772	2,772
地域密着型介護予防サービス	485	486	486	486
介護予防支援	387	387	387	387
予防給付 合計	3,641	3,645	3,645	3,645
介護給付				
居宅サービス	129,380	129,532	129,532	130,551
地域密着型サービス	38,294	38,342	38,342	38,342
施設サービス	216,541	216,815	216,815	222,851
居宅介護支援	14,448	14,466	14,466	15,566
介護給付 合計	398,663	399,155	399,155	407,310
総給付費	402,304	402,800	402,800	410,955

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(5) 標準給付費

標準給付費の見込みは、総給付費、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、算定対象審査支払手数料の見込みから算出します。

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総給付費	402,304	402,800	402,800	410,955
特定入所者介護サービス費等 給付額 ⁴	25,134	25,172	25,150	27,081
高額介護サービス費等給付額 ⁵	13,193	13,210	13,210	13,156
高額医療合算介護サービス費等 給付額	1,689	1,662	1,607	1,716
算定対象審査支払手数料	295	290	280	300
標準給付費見込額計	442,615	443,134	443,047	453,208

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

4 特定入所者介護サービス費では、令和3年度法改正により、食費・居住費の助成について、能力に応じた負担となるよう所得段階の第2・3段階を中心に給付基準が見直されています。

5 高額介護サービス費では、令和3年度法改正により、年収に応じて自己負担額の上限が見直されています。

(6) 地域支援事業費

地域支援事業費の見込みは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の事業総額の見込額から算出します。

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	13,226	13,226	13,226	13,158
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	7,166	7,166	7,166	9,007
包括的支援事業(社会保障充実分)	18,362	18,362	18,362	13,236
地域支援事業費	38,754	38,754	38,754	35,402

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

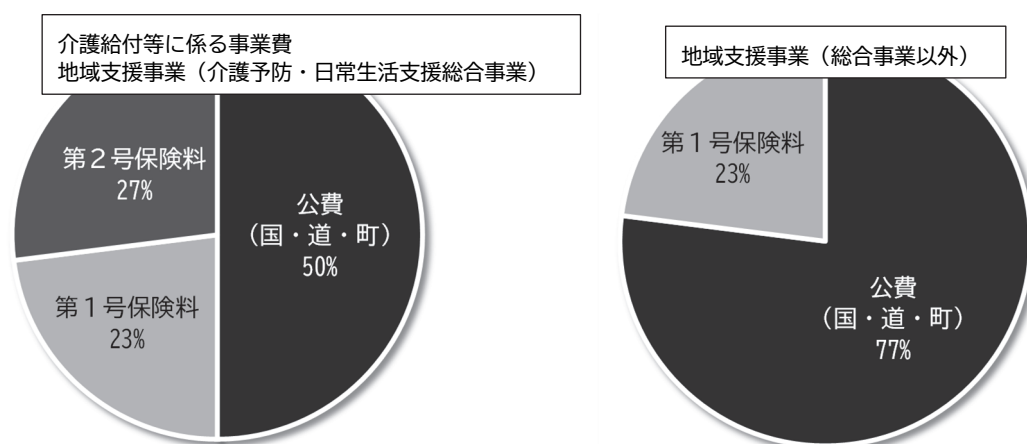
(7) 介護給付等に係る事業費と、地域支援事業費の財源構成

介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国(25%、調整交付金5%含む)・道(12.5%)・町(12.5%)の負担で賄われます。また、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の負担率は23%、第2号被保険者の負担率は27%となります。

地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、道、町による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国・道・町による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

▼ 財源構成



5 保険料段階別介護保険料の算定

(1) 保険料基準額

令和6年度(2024 年度)から令和8年度(2026 年度)までの3年間の標準給付費見込額、地域支援事業費見込額をもとに、第1号被保険者負担割合(23%)に応じ、過去の実績における収納率を勘案した保険料賦課総額を被保険者見込み数で除して算出します。

(単位:千円)

	第9期	令和22年度
標準給付見込額 A	1,328,796 千円	453,208 千円
地域支援事業費 B	116,262 千円	35,402 千円
ㄥうち介護予防・日常生活支援総合事業費 B'	39,678 千円	13,158 千円
第1号被保険者負担割合 C	23.0 %	26.0 %
第1号被保険者負担分 $C' = (A + B) \times C'$	332,363 千円	127,038 千円
調整交付金相当額 $D = (A + B') \times 5\%$	68,424 千円	23,318 千円
調整交付金見込額 $E = (A + B')$	38,955 千円	26,629 千円
財政安定化基金償還金 F	0 千円	0 千円
準備基金取崩額 G	25,000 千円	0 千円
市町村特別給付費等 H	0 千円	0 千円
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 I	0 千円	0 千円
保険料収納必要額 $J = C' + D - E + F - G + H - I$	336,832 千円	123,728 千円
保険料収納率 K	99.84 %	99.84 %
保険料賦課総額 $L = J \div K$	337,372 千円	123,926 千円
所得段階別加入割合補正後被保険者数 ⁶ M	5,406 人	1,472 人

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

第9期保険料基準額(月額) = 保険料賦課総額(L)

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数(M) ÷ 12 ÷ 5,200 円

	第9期 (令和6年度～令和8年度)	令和22年度
保険料基準額(月額)	5,200円	7,016円

6 各所得段階の人数に保険料率を乗じ、基準額を負担される人数としては何人に相当するかを計算して補正した人数です。

(2) 所得段階別被保険者数（第1号被保険者）

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計しました。

(単位:人)

所得段階	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	第9期計	令和 22年度
第1段階	380	378	377	1,135	309
第2段階	147	146	146	439	120
第3段階	79	79	78	236	64
第4段階	273	272	271	816	222
第5段階	187	186	186	559	153
第6段階	306	304	304	914	249
第7段階	217	216	216	649	177
第8段階	108	107	107	322	88
第9段階	57	57	57	171	47
第10段階	18	18	18	54	14
第11段階	13	13	13	39	10
第12段階	12	12	12	36	10
第13段階	21	21	21	63	17
合 計	1,818	1,809	1,806	5,433	1,480
所得段階補正後人数 (被保険者数×保険料率)	1,809	1,800	1,798	5,406	1,472

※各段階の所得等の条件は次ページに記載しています。

(3) 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

本計画における、各所得段階の基準所得金額及び保険料率は、国の設定した基準所得金額及び保険料率と同等のものとします。所得段階別介護保険料は、介護保険料基準額をもとに、以下の13段階により設定します。

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者の人又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 ×0.455 【0.285】	2,366円 【1,482円】	28,300円 【17,700円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.685 【0.485】	3,562円 【2,522円】	42,700円 【30,200円】
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が120万円を超える人	基準額 ×0.690 【0.685】	3,588円 【3,562円】	43,000円 【42,700円】
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 ×0.900	4,680円	56,100円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超える人	基準額	5,200円	62,400円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円未満の人	基準額 ×1.200	6,240円	74,800円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.300	6,760円	81,100円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.500	7,800円	93,600円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.700	8,840円	106,000円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.900	9,880円	118,500円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.100	10,920円	131,000円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.300	11,960円	143,500円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が720万円以上の人	基準額 ×2.400	12,480円	149,700円

※保険料年額の100円未満については、切り捨てとなります。

※第1段階～第3段階の人は公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の【 】内に軽減されます。保険料の【 】内は公費負担による軽減を適用した金額です。

※「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額。

※「合計所得金額」とは収入から公的年金控除や給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

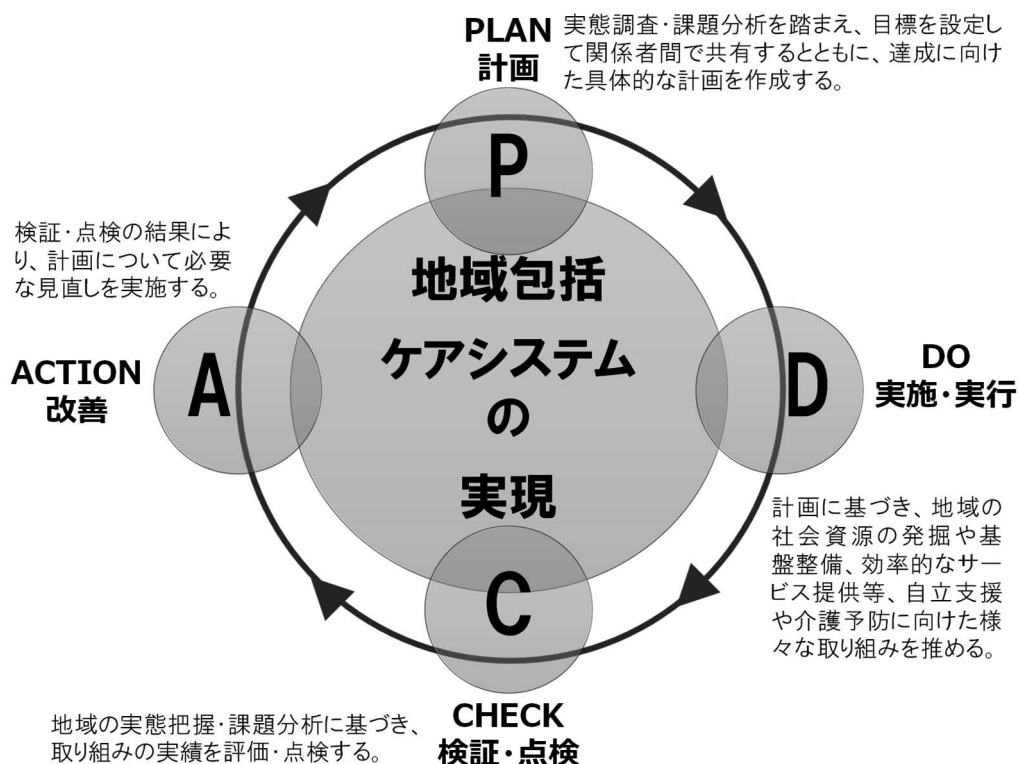
本計画における高齢者保健福祉施策の推進については、関係部署が連携をとり、効果的で効率が高い施策の実施に努めます。

また、介護保険事業や地域支援事業については地域包括支援センターを中心に行政機関や関連する各機関の連携・支援により地域で生活する高齢者やその家族のニーズに応えられるサービスの提供に努めます。

2 PDCA サイクルによる計画の点検・評価

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCA サイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。

また、国による「保険者機能強化推進交付金」「介護保険保険者努力支援交付金」に係る評価結果も活用しながら、本計画の進行管理における PDCA サイクルを強化します。



資料編

浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成11年7月1日
要綱第10号

(設置目的)

第1条 老人福祉法第20条の8及び老人保健法第46条の18に基づく浜中町高齢者保健福祉計画及び介護保険法第117条第1項に基づく浜中町介護保険事業計画の策定に当たって、広く関係者の意見を計画に反映させるため、浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、30名以内の委員で構成する。

2 委員は、学識経験者、庁内関係課、保健医療関係団体、福祉関係団体その他関係団体のうちから町長が委嘱する。

3 委員会に委員の互選による座長を置く。

(運営)

第3条 委員会は、町長が招集する。

2 会議は、座長が主宰する。

3 委員会は、必要に応じ関係職員を出席させて、その意見を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、保険課において行う。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成17年7月1日訓令第33号)

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓令第38号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

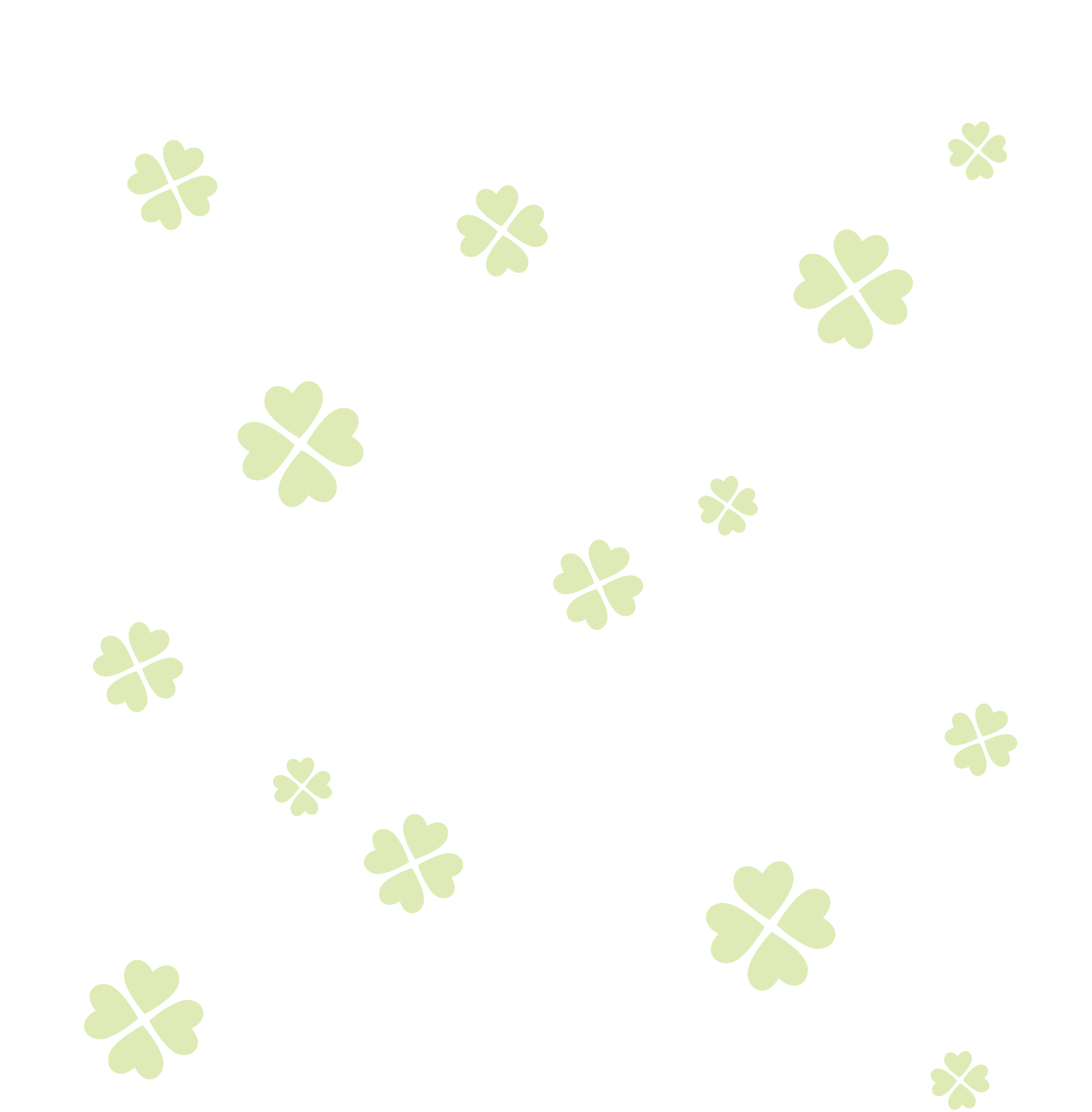
浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	所 属	職 名	氏 名
1	町立浜中診療所	師長	上田 香
2	ハイツ・野いちご	施設長	大橋 務
3	厚岸地域浜中訪問看護ステーション	所長	鈴木 久子
4	浜中町社会福祉協議会	会長	安藤 義幸
5	浜中町自治会連合会	会長	村田 準逸
6	浜中町老人クラブ連合会	会長	佐藤 吉之輔
7	浜中町民生児童委員協議会	会長	藤枝 敦子
8	浜中町商工会女性部	部長	
9	浜中町女性団体連絡協議会	会長	今 裕子
10	浜中町農業協同組合女性部	部長	岩松 明美
11	浜中消費者協会	会長	下元 朋子
12	浜中漁業協同組合女性部	部長	徳光 直子
13	散布漁業協同組合女性部	部長	南 美江子

策定経過

年月日	会議名等	報告・協議内容
令和4年11月	高齢者向けアンケート調査	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ○在宅介護実態調査
令和5年3月24日	第1回浜中町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	○第9期計画策定について ○アンケート結果について ○今後のスケジュールについて
令和5年11月24日	第2回浜中町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	○浜中町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案(高齢者保健福祉計画部分)の審議
令和6年2月5日	第3回浜中町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	○浜中町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案(介護保険事業計画部分)の審議



浜中町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発 行：浜中町役場 保険課

住 所：〒088-1592

北海道厚岸郡浜中町湯沸445番地

電話 0153-62-2319

Fax 0153-62-2114

編 集：浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会